

平成29年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年9月11日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成29年9月13日 午前9時 平成29年9月13日 午後3時47分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長 補 佐	大 島 浩 二	○
	町 民 課 長	相 島 千 代 治				
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年9月13日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （平成29年9月定例議会）

氏 名	件 名 （要 旨）
土 淵 茂 勝	1. 上分公有地の土地利用の在り方について 2. 岩屋団地の跡地利用について 3. 指定管理制度の改善を求める
池 田 和 幸	1. いつ起こるかわからない災害への危険性について 2. 意識を持とう「防災の日」

日程第2 議案第43号 江北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第44号 平成29年度江北町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第45号 平成28年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第46号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第47号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第48号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第49号 平成28年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第50号 平成28年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第10 請願第2号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める請願

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第5回江北町議会定例会会期3日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可します。8番土渕茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土渕茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土渕茂勝です。よろしく願いいたします。

まず最初に、上分公有地の土地利用のあり方について質問をしたいと思います。

上分公有地は、もともと児童公園用地として購入されたものです。近くに新たな公園用地として、敷地面積5,456平米が決定したのに伴い、宅地分譲を行うということが提起されております。周辺には、民間によって住宅が新たに開発され、町が宅地分譲として売り出す必要はないと考えます。公有地として残し、こども自由広場、町営住宅、保育園の新設など、活用の余地が残されているのではないのでしょうか。これまで利用についてさまざま検討がされているのかどうかを、まずお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

おはようございます。では、土渕議員の1問目の御質問に答弁をさせていただきます。

上分公有地の土地利用のあり方についてですが、まず考えたことは、土地をどう活用することが町の将来につながるかということです。公有地のある場所は、民間による宅地開発が進み、新興住宅やアパートが建ち並び、急激に人口がふえた地区です。幼児教育センターや小・中学校の教育施設に近いことや、買い物ができる商業施設も多くあり、立地条件がよく大変住みやすい場所です。

ここ数年、江北町に住みたい、家を建てたいという話をよく耳にしますが、実際に持ち家世帯が増加しており、特に子育て世代と子供世代の年齢層人口が大幅に伸びていることから

しても、定住のニーズが多いと考えられます。しかしながら、準都市計画の区域内において、宅地造成をできる場所が年々減少しており、家を建てられる場所が限られてきております。家を建てたいというニーズも、この先、何年続くかわかりません。

また、地方創生の施策を進める上で重要な基礎となるまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、移住、定住に関する希望の実現を基本目標の一つとして掲げております。こうしたことを踏まえた上で、今のこのタイミングで何をすべきかを考えると、このすばらしい住環境と立地条件を生かすために、宅地分譲を行い、子育て世代に家を建てていただき、町に住みついてもらうことが町全体の活性化と将来につながる最善の方法というふうに町として判断をいたしました。

○土淵茂勝議員

この4月から、社協の施設を使って小規模保育「なのはな」が開設され、ゼロ歳から2歳までの幼児19名定員での保育が始まっております。

もともとこの施設は保育施設としてつくられたものではないために、狭過ぎる、遊具を煩瑣に頻繁に移動させる、園庭も確保されていないなど、幼児にとっても、保育士にとっても大きな負担がかかっております。この現状をどのように把握され、改善の手だてを考えておられますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

おはようございます。土淵議員の御質問にお答えいたします。

まず、「なのはな」の保育室のスペースについてでございますが、江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の中で、保育室の面積基準について規定をしております。ゼロ歳・1歳児1人に対して3.3平米以上、2歳児1人について1.98平方以上と定めていまして、今入っている子供たちで計算をしますと、ゼロ・1歳児が13名、2歳児が6名で、必要となる面積が54.78平米となっております。それに対し、小規模保育所「なのはな」の面積でございますが、全体としまして78平米ありまして、それから事務占用面積と沐浴占用面積を引きましても69.84平米ありますので、面積としては十分にその条例を満たしているということになります。

ただ、現状でいいますと、ゼロ歳児が安心して生活できる保育スペースの確保、それから

1歳・2歳児の保育スペースとして確保すべきところ、それにあと、食事の配膳等をするテーブルを置く場所ということで、実は3カ所に仕切っていて、その仕切ったところで少し狭いという感じを受けているところがあるかも知れません。

そこらあたりがあるので、間仕切りの方法を少し見直しまして、保育スペースを広くすることによって余裕を持つような、そういう改善を図りたいなというふうに思っているところでございます。

それから、遊具につきましては、頻繁に遊具を移動しているところは実はありません。ただ、西側の会議室のところにボールハウスを置いていまして、それを会議室が利用されるときに移動すると、ロビーのほうに移すというところがありました。そこで、その遊具の収納場所を別に確保しまして、そこに直すということで遊具の移動はなくていいという形にしたいというふうに思っています。

それから、園庭についてでございますが、多分議員が言われているのは屋外遊戯場のことではないかと思いますが、江北町の条例の中でも屋外遊戯場を設けることと規定はしています。また、面積についても基準を決めていまして、満2歳以上の幼児1人につき3.3平米以上あることというふうに規定をしております。

小規模保育所「なのはな」の場合は、保育室に隣接した老人福祉センター別館の中庭を屋外遊戯場ということで整備をしていまして、面積基準で19.8平米以上必要なところを74平米確保しているということで、これについても基準を満たしているというふうに思っております。

なお、屋外遊戯場にはハウスの遊具とか、夏季にはビニールプールなどを設置していますし、そのすぐ隣には砂場を設置して屋外活動に利用しているというところでございます。

現状と、それから幾分の改善について御報告をいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今の答弁を聞きますと、ある程度の改善で、このままでいいというふうに聞こえますけれども、現実には私は違うというふうに思います。私は毎週あそこに行きますので、保育の状態を見ております。やはり頻繁に用具も移動されておりますし、また、着がえなどはトイレの

前に1つの囲いをつくって行くと。見ただけでも、少しお粗末になっているというふうに思っています。

そういう意味で、小規模保育の基準は満たしているかもわからないけれども、もともと小規模保育事業というのは、従来の保育事業の規制というんでしょうかね、条件をすごく狭めているというのが現状ではないでしょうか。それを私は改める必要があります。

そこで、次の問題に移りますけれども、待機児童の緊急の対策として小規模保育の開設は効果があったと言えますが、長期的な保育政策としては限界があるのではないのでしょうか。また、園児たちは成長し、3歳、4歳となっていく場合に、普通の保育の施設が必要になってまいります。そのことを考えれば、上分公有地を町立の保育園、幼児教育センターの分園として設置する用地として確保する必要があるのではないのでしょうか。町長の考えをお聞きします。また、町長はこの現場を責任者として見られたことはあるのかどうかを、ちょっと聞きたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。土渕議員の御質問にお答えいたします。

まず、お答えいたしたいのが、現場は見たのかと、当然でありまして、残念ながら私は趣味の活動で社会福祉センターのほうには行ってはおりませんけれども、事あるごとに子供たちの様子は見ておりますので、そこはぜひ御承知おきをいただきたいというふうに思っております。

その上ででありますけど、先ほど来からの土渕議員の御提言に対して、半分は私も賛成であります。あとの半分は、必ずしも意にするところが違うのかなというふうに思っております。

少し順を立てて御説明をする必要があるかというふうに思いますけれども、そもそも小規模保育所というのは、平成27年だったと思いますけれども、従来の保育所の設置基準が緩和をされて、そうした小規模保育所という位置づけが新たにできたということでありまして、その前提は何かというと、皆さん御存じのとおり、全国的に課題となっております待機児童の解消ということでありまして。土渕議員は待機児童の解消の対策はとるべきだというふうに思っておられますでしょうか。国もいろんな苦肉の策の中で、従来の設置基準であればどう

しても一定の規模は必要なものですから、なかなか保育所の整備が難しいということの中で基準を見直された中で、ただ一定の制約をした上で小規模保育所という位置づけがされたわけでありまして、定員は19名までであるとか、もしくは未満児しか預けられないとか、そういう条件の中で基準を定められたものでありまして、これについては先ほど教育長からも答弁がありましたとおり、十分基準は満たしておるということでありまして、さはさりながら日々の改善も行っていくということは教育長が答弁をしたとおりであります。

その上で、先ほど土淵議員の御質問の中では、上分町有地を使って幼児教育センターの分園をとということでありましたけれども、私も非常に皮肉なものだなというふうに思います。小規模保育所が狭いとおっしゃりながら、いわゆる一般的な保育所の分園を2,200平米程度のところにつくれというのが少し考えとしては相反するのではないかなというふうには思っております。

その上で、先ほど御指摘がありましたとおり、なかなか小規模保育所を今回設置いたしましたのは、昨年度になりまして、我が町でも初めて待機児童が発生をいたしました。そういう中で、早期にその対策がとれる方法として、今回小規模保育所を開設したわけでありまして、必ずしも短期間運営をするというつもりではありませんけれども、ただ御指摘のとおり、これからの江北町の保育ニーズを勘案しますと、恐らくこれからはさらにはさらに待機児童が発生をする可能性があるということで、先ほどの短期で取り組む以外にも、少しやっぱり長期的な視野で取り組む必要があるのかなというふうに思っております。

実はそういう中で、現在、新たな保育園の新設の計画が町内では計画をされております。あくまでもこれは民間の事業者ということではありますが、実は現在2つの保育所の新設の検討をなされているところであります。1つは、既に町内で保育所を運営されておられる永林寺保育園さんが第2園の開園を行いたいということでありまして、もう一件は、今は個人の方でありますけれども、今後、社会福祉法人を設立して、新たに江北町で保育所を設置したいということでありまして、この2園が実現をすれば、江北町の全体の保育ニーズは十分に対応ができるというふうに思っておりますし、この2者におかれましては、それぞれ御自分が目標とされる、もしくは理想とされる保育の実現のために場所の確保も含めて、それぞれ個人で行っておられるところであります。また、一定御報告ができる段階になれば、きちんとそうした進捗状況についても御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、先ほど土淵議員からは町立の保育園をとということでありました。

土淵議員のお考えとして、非正規を正規にというお考えが、保育所に限らずお持ちだということは私も理解をしておりますし、私もぜひそれには賛同をすることがあります。ただ、それが必ずしも町立でなければいけないのかというところは、私は考えを異にするのではないかなというふうに思います。

といいますのが、現在の江北町立の保育園は町立とは言いながら、実際の運営の仕方は業務請負を行っておりまして、非正規という言い方がいいのかどうかわかりませんが、必ずしも町の職員が正職員として、今、保育サービスを行っているわけではありません。私は、これは子供たちだけではなくて、保育サービスに従事する方たちにとっても必ずしもよい環境ではないのではないかなというふうに思っておりまして、今回、2園が新たに整備をされれば、当然そこは民間ではありますけれども、正職員の皆さんが中心となってサービスを提供していただけるわけですから、まさに土淵議員がおっしゃっている非正規から正規という流れにも沿うのではないかなというふうに思っております。

ということで、今回、先ほど申し上げましたように、町内における保育所の2園の開設に合わせて、これまで江北町として町立の保育園を運営してきましたけれども、その運営のあり方、さらに言うなら、そのあり方そのものをあわせて検討していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

待機児童対策として小規模保育の開設というのは効果があったということは、私が述べているとおりです。私は、ただこれは緊急避難的なものだというふうに考えております。なぜかという、先ほども町長も言われたように、小規模保育というのは、規制をある程度緩和しているわけですね。本来、実際を見てみると、町長は現場を見られたと言いますが、やはりこれはこれでいいのだろうかという状態が今続いていると思います。その認識がおありなのかどうかですね。私は上分公有地を町立の保育園の、いわゆる幼児教育センターの分園として設置するという提案をしているわけですね。これが本来のあり方だと思います。もともと、今、幼児教育センターの保育士さんのほとんどは派遣会社からの派遣になっていますね。こういう状態につくったのは、国の施策の中で保育料を一般財源化したというところか

ら、こういった状態がつくられてきていると。

全体として保育を進められている全国的な人たちが求めているのは、やはり公立の、町でいいですと町立の保育園を保育事業の核にすると。これまでの町の進め方も、そういう視点がありました。ただ、今言われたように、雇用状態が非常にいびつになっていると。私は本来の姿に戻すべきだという点から、上分用地の土地利用の中に位置づけるべきじゃないかというふうに思います。その点については、また町長は違う視点から、民間の2園という形で解決したいし、将来的には幼児教育センターも民間という形にという考えを持っておられると思います。私は、それはちょっと違うんじゃないかと。本来のいわゆる保育事業、幼児教育というんでしょうかね、それはやはり核は公営だと、いわゆる町立でなければならないと。そこが基準になって民間の保育所が基準、運営を見倣いながら基準を落とさないようにする核になると私は思います。

これで20分を過ぎましたので、もう少しこの上分公有地の問題について質問したいと思います。

今ここに町立の保育園をという提起をしました。それについては、町長はいいとも悪いとも言われておりませんが、この9月補正で上分公有地2,280平米ありますけれども、6,937万3千円をかけて宅地7区画を造成して販売するというのが今回の補正予算で提案されております。単純に計算すれば、1区画の価格がほぼ1,000万円近くになりますね。それが周辺の価格とどれぐらいの違いがあるのか。そして、こういうところに若い人たちが算入してくるのかということについては疑問を持っております。先ほど課長は、そのニーズが多いというふうに言われましたけれども、それは非常に主観的なものじゃないでしょうか。

それよりも、私はもう一点、上分公有地の活用の問題として、高砂団地の現状を考えてみれば、一部をこの場所に建設することで、高砂団地の早急な改善に着手できるのではないかと思います。また、この団地、公営住宅には若い人たちも入居をしやすい、そういう状況になるのではないのでしょうか。その点について、高砂団地の改善改修というんですか、あるいは改築、それを促進する上でも、ここに高砂団地の一部を建設するという、そういう選択もあるんじゃないかということをご提案したいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから2点、まず御指摘を申し上げたいと思います。（「短くお願いします」と呼ぶ者あり）そうおっしゃいまして、御質問にきちんと我々なりに誠実にお答えをするためには一定の説明が必要でありますので、御質問にお答えをしているわけでありまして、質問をされておきながら短く答えろというのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうには思います。

それと、もう一点申し上げますと、土淵議員から先ほど、緊急避難的に小規模保育所を設置したのじゃないかというような御指摘を受けましたけれども、私が理解するには、緊急避難というのは万にやむを得ないときに、場合によっては法的な責任が問われるけれども、それこそ人命等々に危害が及ぶおそれがあるから、やむを得ず行われることを緊急避難といいますから、我々としては緊急避難として小規模保育所を建てたつもりはありません。応急的、もしくは短時間で対応ができる措置として小規模保育所は設置をしておりますので、先ほどの緊急避難的ではないということはぜひ御理解をいただきたいと思っておりますし、もう一点でありますけれども、先ほど御指摘いただきましたとおり、今回の9月議会の補正予算で、上分町有地の処分に係る経費のほうは計上させていただいております。当然議案として提出をしておりますので、また本日の午後なり、議案審議というものが予定をされておりますので、議案そのものについてはぜひそちらで御質問いただければというふうに思っております。

その上で、先ほど上分町有地の利用目的、用途についてお尋ねがありました。当然我々も上分町有地の取り扱い、どういう使い方がいいのかというのは十分に検討いたしました。ただ、残念ながら御指摘いただいておりますように、町営住宅であるとか、保育所ということは面積からしても、まさにいみじくも言われたように、一部は移転できても全てを移転できるわけではありませんし、そもそも移転するかどうかということはまだ検討しているということは申し上げましたけれども、ですので、それこそ抜本的な解決になるのかということは甚だ疑問でありますし、保育所について言えば、小規模保育所については今回の「なのはな」についても十分基準を満たしているわけでありまして、2,000平米程度でいかほどの保育所ができるのかというふうに議員はお考えなのかと、逆にお尋ねをしたいぐらいであります。

その上で、我々としてはそれこそ江北町のこれまでの先輩たちのいろんな取り組みも含めて、子育てしやすい町ということで、江北町の認知度が大幅に上がっておりますので、江北町に住みたいと、家を建てたいというニーズがあるというのは私も複数の不動産事業者の

方からお聞きをして承知をしておるものですから、もしあその土地を町がもともと変わっていないければ、どういう使われ方をしたんだろうかということを考えれば、恐らく宅地にされていたんではないかというふうに思います。

ただ、そういう中で、どうしても民間でいえば、最近も共同住宅がたくさん建っておりますが、我々町としては、ぜひ戸建ての住宅がふえることが正直望ましいというふうに思っております。ですので、そういう中でも、今回、我々が所有をいたしましたものですから、そうしたことを総合的に勘案した結果、宅地、要は戸建て住宅の用地として分譲いたしたいということで、今回、計画をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

もともこの土地は御承知のように、確かに面積は小さいです。ただ、当時の地域の住民の人たちの要望というのは、小さな子供、あるいは小学生など、そういう子育て中のお母さんたちが、ぜひつくってほしいというのはそんなに大きいものではありませんでした。だから、その要望に応える面積としては十分ではないかと私は思います。

また、幼児教育センターの分園という形が無理だという話ですが、私はあその面積は十分それができる面積はあるというふうに思います。

また、高砂団地の一部分をあそこに建てるということで、高砂団地の環境整備ですね、例えば駐車場の問題とか、そういう問題も解決していく可能性はあるというふうに私は思います。

もともと公有地として、特にそれも公園として購入されておりますから、これを全く別の用途に使うということはいかがなものかというふうに思います。当然、これは公有地として活用する視点をもっと深めて検討する必要があるんじゃないでしょうか。最初の課長の答弁では、先に分譲ありきという視点で、そのほかの活用が検討されたということはないんじゃないかというふうに感じております。そういうことで私は3つの視点で、いわゆる子供の自由の広場とか、あるいは高砂団地の一部移転、それから幼児教育センターの分園と。

私は小規模保育を緊急避難的というふうに指摘したのは、現状を見た場合に、あの施設は保育園等の施設でつくられたわけじゃないということです。だから、いろんな問題が当然起

きていますね。それは私が先ほど言ったとおりです。あそこで保育されている保育士の皆さんも非常に苦勞されております。工夫をして今されています。そこにはやっぱり改善の余地があるんじゃないかという意味で、私は緊急避難的というふうに言いました。

最後に私が言いたいのは、ここはやはり当然公有地として活用、それが本来の趣旨じゃないかということをお求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

私ども、先ほど政策課長も答弁をいたしましたけれども、十分にその用途については検討をした結果、今回、宅地分譲を行いたいということで決定をいたしましたわけでありまして、何も宅地分譲ありきということではありませんし、主観的というようなことをおっしゃいますけれども、私に言わせれば、土淵議員の御質問のほうが主観的ではないかなというふうに思います。

といいますのが、先ほど申し上げましたように、きちんと定められた基準に沿って、もっと言うなら、それ以上の面積と設備をしておるわけでありますから、それを主観的に見られて問題があるというのは、私は違うというふうに思います。ただ、おっしゃるように、保育サービスのあり方として、当然さらにいい保育サービスの提供をしたいということもあるものですから、先ほどから御紹介しておりますように、現在、町内では新設の保育園が2カ所計画をされておられますので、その計画の実現の動きの中で、先ほど申し上げました町立ではあるけれども、現在は業務請負という形で運営をしている江北町立の保育所のあり方であるとか、小規模保育所のあり方というのは、あわせて検討をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵議員、もう時間的配分をしながら質問をお願いします。

○土淵茂勝議員

先ほどの質問の趣旨は、いろんな具体的な提案をしておりますけれども、結論は公有地としてやっぱりそこを利用するのが本来の趣旨ではないかと、そのことについては答弁があり

ませんでした。改めて、そのことを簡単にいいですので、その点についてちょっと答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

済みません、つけ加えてお答えをいたしたいと思います。

御承知のとおり、公園については、それこそ本議会に私どもとして提案をさせていただいた上で、そして議会として議決をしていただいて、新たに現在のイオン江北店の南側に、さらに規模を拡大して、小さな子供たちを含めて町民皆さんの憩い、交流の場になるべく整備をしたいということで購入については議決をいただいた上で進めさせていただいているわけです。それは従来計画をしておりました現在の上分公有地で予定をしていた公園をさらに充実させたということですから、御指摘のとおり、その上ででも、さらにまた公園をとということには私はならないのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

公有地として……（「今の部分、公有地。公園じゃなくて」と呼ぶ者あり）

○町長（山田恭輔）

さらに補足してお答えをいたしたいと思います。

今現在、公有地といいましょうか、土地開発公社で持っていた土地でありますけれども、ですから公有地として、町の事業として今回宅地分譲をするわけです。ですから、我々行政が行う事業というのは、そのまま土地を持っていることだけが我々の公共事業ではありませんから、今回でいえば、町の事業として宅地分譲事業を行う用地として活用するというのが町の利用の仕方であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

私が反論すると、また答弁が出てきますのでですね。ただ、今の答弁には私は納得できないということを一言述べて、次の問題に移りたいと思います。

○西原好文議長

はい。次、行ってください。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

岩屋団地の跡地利用について質問いたします。

岩屋団地の跡地は、企業誘致の敷地として検討されてきました。現在の進行状況はどのようになっていますか。この問題については昨日の同僚議員の質問で、ある程度町長の認識が明らかにされておりますので、その上に立って2点ほど質問をしたいと思います。

きのうの答弁では、佐藤食品の米飯工場の進出はほぼ確実な方向に進んでいるというような理解をしていいのかどうかですね。

それともう一点、ほかに2つほどの引き合いがあるというお話をされました。それはもうないということでしょうか。

その2点について答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

なかなかやっぱり難しいですね。そういうつもりで言うてはおりませんし、そういうふうな誤解をされるのであれば、さらに改めて申し上げたいと思いますけれども、きのう申し上げたのは、私ども江北町にとっては、佐藤食品様の米飯工場の誘致というのは、ある意味課題であるし、悲願であるということは多分認識は一致をしていると思います。

そういう中で、これまでも企業誘致活動ということは進めてこられたと思いますが、私が考える企業誘致というのは単なる要望ではなくて、具体的な提案だということをきのうは申し上げたわけでありまして。ですので、ここで少し手法を変えてお願いに行く、お願いをするということではなくて、具体的に立地いただけるようなニーズに応じて、その応える方策を提案するということが企業誘致であるというふうに私は思っておりますので、昨年3月に就任直後にも、私自身も伺いましたけれども、ことしがちょうど切り餅工場の立地40周年であるので、これを機にきちんとした形での提案をしたいということを申し上げたわけでありまして。結婚に例えれば、まだきちんと準備もできていないのに、相手の気持ちもわからないのに結婚してくれということではなくて、自分はこうこうこういうことをやるから結婚をし

てくれということを引ききちんと正式にプロポーズをするということをお願いしたわけでありまして、だからといって相手の気持ちは今、全くわかりませんので、そうした活動をするということだけをきのう申し上げたわけでありまして、今ここではほぼ立地が確実なんていうことは全くありませんし、私は正直言いますと、かなり環境は厳しいというふうに思っております。

といたしますのが、昨日も御紹介いたしましたように、我々担当職員も直接佐藤食品の本社に行き、いろんな現在の事業活動であるとか、これからの事業計画もお聞きをしますと、なかなか今、確かに米飯そのものは非常に今ニーズはふえているようではありますが、需要は。だからといって、それを江北町の工場にということには、なかなか一足飛びにはちょっとなりそうにないなというふうに正直思っておりますし、現在はまさに地方創生、地域間競争の時代であります。県内だけを見ても、さまざまところで企業誘致の取り組みをされておられますので、そういう中で佐藤食品さんの動向に注視していない市町はないというふうに思っています。

そういう中で、これまでのような、ただお願いをするというだけでは土俵にも乗れないということでもありますので、きちんとほかの市町と同じように渡り合えるだけの提案内容はきちんとそろえたいということをお願いしたわけでありまして、決して佐藤食品の米飯工場が何かほぼ決まったようなことではないと、決してそういうことではないということはぜひ御理解をいただかないと、また、こういうことがひとり歩きして、どうも何か米飯工場がもうできるらしかばいみたいなことが町民の皆さんに広まるとするのは、私は必ずしもいいことではないというふうに思っておりますので、そこはぜひ厳に御理解をいただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、岩屋団地の跡地の活用についてでありますけれども、実は私の就任後も2件ほど、ある企業といいたまうか、工場といいたまうか、から実は引き合いをいただいているのは事実であります。ただ、一つには先ほど申し上げましたように、これまで従来、米飯工場の用地の一つとして岩屋団地も候補が上がっておりますし、それは多分先方も御存じだと思います。そういう中で、そこできちんと提案をしない中で、ほかの企業にお譲りをするというのは違うのではないかとこのように思っていることが1点。

それともう一点は、現在、引き合いをいただいている事業の業態を見たときに、必ずしも周辺環境にちょっと調和性はあるのかということについて、まだ確証を得ていないもので

すから、引き合いはあっておりますけれども、現在、それについてはお答えをしていないということでもあります。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

2点について、私もそういった佐藤食品についてはより確実性を持って町長が、そういう感触を受けられたのかなということや、ちょっときのうの答弁で思ったものですから、そういう質問をしました。引き合いのあるあと2つの企業については、これはなくなっていないということや認識していいということですね。

そこで、次の質問をした中でちょっと答弁してもらっていいと思います。

誘致施設として、たびたび特別養護老人ホームを求めてまいりました。特別養護老人ホームの待機者、いわゆる要介護3以上で在宅希望者は、手元の資料にありますように、杵藤広域圏内で400人を超えて、依然として放置されたままです。この問題は、前任の町長のときから質問をしておりますし、山田町長になられてからも1回質問をしていると思います。

江北町に特別養護老人ホームを誘致する働きかけを積極的に進めるよう求めたいと思います。前回の質問以降、例えば広域議会でその必要性を町長は訴えられたことがあるのかどうかですね。あるいはそういう場合、いわゆる特別養護老人ホームを誘致ができる場合は、うちが手を挙げますと、そういった主張をされたことがあるのかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、土淵議員の御質問の江北町に特別養護老人ホームの誘致の働きかけを積極的に行うように求めるということですが、この御質問については昨年の6月定例会のほうでも御質問を受けて答弁をしたところであります。

前日も申しましたとおり、特別養護老人ホームについては設置の認可が県のほうにあります。それで、県のほうでは佐賀県の第6期介護保険事業計画というのがありまして、これは平成27年度から29年度までの3カ年の計画でありますけど、施設サービスについてはもう新

設増床は原則行わないということになっておりまして、例えば緊急で施設入所が必要な方がいらっしゃった場合については、特別養護老人ホームのショートステイを定床化していくということで対応するということになっております。

それと前回も申しましたけど、国においては超高齢化社会が今から進んでいくわけですけど、将来的には今進められている地域包括ケアシステムということで、施設サービスから在宅サービスというようなことで重点が置かれておりますので、今後、施設サービスというのが新設等は進まないということで考えておりますので、特別養護老人ホームの誘致については、積極的に町が行うべきではないかなというふうに思っております。

それからもう一点、施設待機者が杵藤地区で413名ということで、これは多分杵藤の介護保険事業所からの資料をもとに、土淵議員のほうで今、資料を出されていると思いますけど、ちょっとうちのほうで調べたわけですけど、江北町には現在14名がいらっしゃるわけですけど、そういった特養のショートステイの定床化等に伴って、この資料は4月1日現在での資料だと思うんですけど、今現在のちょっと調査をうちのほうもしたわけですけど、特養に3名、老健に1名の方が入所をされ、ほかの方についても宅老所とか、それから特養の短期入所の施設に入所とか、それから、入院されている方も2名いらっしゃるということで、質問にあります400名の方がちょっと放置されているというのではなくて、一応待機状態になっていますけど、何らかの施設のほうに入所をされて、一応介護保険のサービスを受けていらっしゃるということで御理解願いたいというふうに思います。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

追加してお答えをいたしたいと思います。

特別養護老人ホームの誘致ということについては、先ほど福祉課長が答弁をいたしたとおりでありますし、以前の議会でも同じ質問を多分いただきましたので、今回、特にお答えの内容は変わっておりません。

その上ででありますけれども、岩屋団地、これまで引き合いがあったところについてはまだそのまま保留になっているのかということではありますが、現在、その2件のほうも大分急がれておられましたものですから、ほかに用地を見つけておられるかもしれませんが、ちょっとその後の状況は今のところは把握をいたしておりません。

それともう一つ、広域圏の中で江北町が手を挙げて江北町に特別養護老人ホームの設置をというふうなことを言ったことがあるかということであれば、ありません。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

資料の見方ですけど、これは待機者Aというところで書いていますけど、今、制度も変わって、これまではいわゆる要望者は、必要な場合はどんな、要介護1とか2でも入所できるということでしたけれども、これから要介護3以下は対象として外しています。ここに書いています杵藤広域の資料で見ますと、ここでは在宅者となっておりますので、施設入所者ではないんじゃないでしょうか。施設入所者も含めれば、待機者は1,000名を超えております。そこはちょっと、この資料では私はそういうふうに理解しているんですけども、それと待機者Bというのをを出しておりますけれども、要介護3以上で在宅かつ即時入所希望者と定義した場合の人数ですけど、これは145名、いわゆるこれは在宅で持っておられると、これはやっぱり放置されているというふうに見ていいんじゃないでしょうかね。

私の資料の見方が間違っていたら、また後で言ってもらったらいんですけど、もう一つは、今、国や県が施設を新しくつくることについて非常に規制をかけているということは昨年と同じです。ただ、待機者問題は保育の場合も大きな問題ですけども、介護の問題でも高齢者の待機者の問題は非常に今深刻になっています。現実、施設にいるから安心ということではありません。特別養護老人ホームに私も幾つかかかわって入ってもらったとか、あるいはそういう働きかけをした経験から考えますと、特別養護老人ホームは御承知のように、年金所得も月10万円以下、5万円とか、そういう普通の老人ホームにはちょっと入られないという人たちが対象になっております。そういう意味では非常に切実です。

そういう意味で、私は放置されているというのが事実じゃないかと。町長はほとんど働きかけていないということですけども、企業誘致の問題で佐藤食品の誘致をいわゆる新たな視点で働きかけるというふうに町長言われました。私はそういう意味で、国とか県の固い岩盤をやはり新たな視点で崩してほしいと、そういう働きかけが今必要じゃないかということをお町長には要望をしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの答弁要りますか。要望ということ……（「町長の答弁をちょっとお願いします」と呼ぶ者あり）

質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

昨日の一般質問の中でも、きちんとやはり地域の実情というものを国や県に声を届けるといのは大事であるということが、きのうの質疑の中で新たに共有できたことではないかなというふうに思います。必ずしも既存の事業を前提とせず、実際町でどういうことが問題になっているのか、もしくは町民の皆さんがどういうことをやっぱり望んでおられるのかということもきちんと国や県に届けることが、その後の国の政策であるとか、県のさまざまな事業に結びつくということが、きのうは共有ができたなというふうに思っておりますし、こうした、今回御指摘いただいた実情については我々でもきちんと精査をして、必要に応じて県のほうにはいろんな声を届けたいというふうに思いますが、ただ、ここが誤解いただきたいのは、だから即特別養護老人ホームを岩屋の団地に誘致しますということとはまた違いますよということ、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

特別養護老人ホームについては、江北町には今、課長が答えられたように、一言で言えば、そんなにたくさんはいないということですよ。ただ、全体としてこれだけの人数がいるから、企業誘致と同じような視点で特別養護老人ホームをここに誘致することで雇用にもつながるということで、私はこの問題を提起しております。

そこで、時間がありませんので、次の問題、最後の問題に移りたいと思っておりますけど、8分という時間ですので、指定管理制度の改善について質問をいたします。

佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理更新が今回行われます。その際、これまでの制度のあり方を改善するよう求めたいと思っております。その1つは、これまで雇用されてきた職員を希望者については必ず雇用を継続するよう条件とすること。また、雇用・労働条件を引き下げずに改善できるように配慮すること。これが1点です。第2に、3年間というのは

十分な成果を得るには短いというふうに考えます。今の指定管理の業者の方は、もう既に10年以上はされていると思います。その蓄積はあると私は思います。そういう意味でも、5年に改めることが必要ではないかと思えます。

以上、答弁を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

それでは、土淵議員のただいまの御質問でございます。

ふれあい交流センターの指定管理制度のあり方の改善を求めるということで、まず現職員の継続雇用を条件とすることということでございます。現在、ネイブルに勤務している職員、館長以外5名おられますけれども、いずれもこの方々は有限会社みもぎの正社員ということでもあります。したがって、雇用についてはあくまでも企業が考えることであるので、町としてはどうこう言える立場にないというふうに考えております。

2点目の雇用・労働条件を引き下げないように改善を求めるという御質問でございますが、指定管理料をあらかじめ算定するに当たりましては、指定管理を提案される予定の方には労働条件となる人件費、あるいは法定福利費等についても積算をして御提示をするということにしております。

指定管理者には、それを踏まえて業務を遂行してもらおうということになりますけれども、きちんとした町民へのサービスの提供の観点からも、余りにも積算した金額と乖離しているというようであれば、毎年度の協定を締結する際には改善を求めるとなるというふうに考えております。

指定管理料も、あくまでも上限を定めております。したがって、改善がないようであれば、指定管理料の減額についても考慮していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の質問、指定管理期間を5年にできないかという御質問でございますが、指定管理業務に当たりましては、公平・公正な運営を行うことと、それから効率的・効果的な管理運営を行うことなど、適正な管理運営の徹底ということで、これを目的としております。したがって、3年間の指定期間でも十分にこの目的は達成されるんじゃないかというふうに考えております。

加えまして、今回、指定管理更新で4回目ということになりますけれども、平成21年12月

議会において、2期目の指定管理期間を5年とする議案を町のほうで出しておりました。これにつきまして、当時の総務常任委員会委員において審議をしていただいて、指定管理期間を短くすることで新たな業者が参入でき、新たな挑戦、発想が運営できることなどのメリットがあるということで、3期目の指定管理者を選定するときには、指定管理期間を3年にすることということで、当時の附帯決議ということになされた経緯があります。（発言する者あり）

回答につきましては以上でございます。（「済みません、課長の答弁……」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

土渕議員、ちょっと待ってください。（「ちょっと、いいですか」と呼ぶ者あり）ちゃんと指名しますので、土渕君。

○土渕茂勝議員

あと3分もありませんので、私が最初、職員の雇用継続のお話をしたのは、指定管理の業者が変わった場合の話をしております。それは、ちょっと今の答弁は違うんですね。新たに別の方が指定管理を受けた場合は、これまで勤めた方々の蓄積がありますから、それを十分考えて、またその若い人が多いですから、雇用の確保ということで安易にそういう人たちが職から離れざるを得ないということにはならないようにしてほしいということです。

最後に、選定委員会の話ですけれども、この間、選定委員会を7名、外部に委託するという話でした。しかし、そのときの議会の例会では、職員も何人か入れるべきじゃないかという意見が出されております。その件については、その後どうなったのかを最後にお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、先ほど来から保育所については正規であるとか、町立の保育所ということで御主張をされておられる中で、今回、てっきり私は指定管理制度をやめて直営で町の職員で運営せろという御指摘でもいただくのかということをおっしゃっていましたが、そうではなくて指定管理はそのまま維持した上での御質問だということのようであります。

それで、先ほど、こども教育課長から答弁をいたしたものは、特に認識は間違っておりませんで、もし指定管理者が変更になった場合でも、職員さんはあくまでもみもぎの職員をされているわけですから、私ども町として、その雇用について云々を言うことはできないと。ただ、御指摘のとおり、当然そこで、みもぎの職員としてではありますけれども、ネイブルの管理運営に携わってこられた経験というのはあられますので、それはもし指定管理者が変われば、その次の指定管理事業者におつなぎすることはできますよということを申し上げたところでありまして、特にその認識は違わないんじゃないかなと思います。

それと、選定委員会の人選について町職員を入れるべきじゃないかという御指摘でありましたけれども、私ども小さな町でありますし、ぜひ今回の選定は、やっぱり町民皆さんの納得性の高い選定をしたいというふうに私は思っております。もちろんそこで、職員が入るからどうこうということではありませんけれども、結果を踏まえて、あらぬいろんな疑問を抱かれるということをややはり私は避けるべきだと思いますし、当然、職員も職員で行政のプロではありますけれども、今回はぜひ施設管理、運営のプロにしっかり選定をしていただきたいというふうに思っておりますので、町職員を選定委員に入れるつもりはございません。

以上でございます。（「議長、もう時間ですけど、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

はい、時間です。

○土渕茂勝議員

済みません。ちょっと認識がやはり先ほどの職員の、私が提起したものと答弁とは少し違うということと、今の最後の選定委員について職員を入れないということについては納得できないということを述べて、終わりたいと思います。

○西原好文議長

8番土渕君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

9番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

おはようございます。9番池田和幸でございます。今回、ラストバッターということで、限られた時間の中でしっかりと質問をしていきたいと思っております。

今回、2問出しております。まず、1問目に関しては、3つに分けて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いつ起こるか分からない災害への危険性について。

上惣地区の急傾斜地は、平成2年に急傾斜地崩壊危険地域の指定を受け、擁壁と落石防止柵が設置されました。平成19年に地元から斜面保護対策への要望が出されています。

そこで1つ目、これまでの上惣地区での事業内容と成果について報告をお願いします。

また、佐留志地区の急傾斜地崩壊対策事業が平成14年度から平成24年度の期間で行われましたが、2つ目の質問として、事業の完了はできているのか、3つ目、補修工事等で事業継続がなされているのか、報告をお願いします。

さらに、4つ目の質問としまして、山口地区の新宿区（駅北側）は、急傾斜地及び地すべり地としての捉え方はどうなっているのか伺いたい。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

おはようございます。池田議員の御質問にお答えいたします。

1番目の上惣区の急傾斜地区について、平成2年3月に急傾斜地崩壊危険地区の指定を受けまして、県のほうで事業主体となって平成2年から3年にかけて斜面下側の擁壁と落石防護柵387.6メートルが設置されております。

2番目の佐留志地区の急傾斜地崩壊対策事業は、平成14年から吹きつけのり砕工等の工事が行われ、平成24年度までに当地区の事業は全て完了となっております。

3つ目の施設の補修工事につきましては、昨年も竹林等による被害が生じたことから伐採工事を行っております。補修箇所が確認されれば、適宜県のほうへ報告を行い、対応してもらっていきたいと考えております。

4番目の山口地区につきましては、急傾斜地ではなく、農林関係の地すべり防止事業で工事が行われ、完了しております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

説明ありがとうございました。

上惣地区に関しては、前議員の吉岡議員のほうの質問を参考にしながら上げさせていただきました。

それで、内容として完了しているということでありましたけれども、高砂団地に行くところの鳥居からちょっと左のほうに団地がありますけれども、階段等の割れ目、それからずれが多少あります。その辺は理解をされているのか、まず1つ受けたいと思います。

もう一つが、佐留志地区のほうですけれども、24年で一応終了ということで、私も県のホームページで資料を確認しました。課長の最後の答弁で、継続的にすることがあれば対応していくと言われましたけれども、その後、大雨が降ったときの状況等は確認をされたのか、これを2つ目の再質問としております。

3つ目に、同じく今、大雨の降った後と言いましたけれども、事業終了後の崩壊等の発生は新たに起こっていないのか。それから、大雨、洪水などの自然災害が発生した後の危険性はないのか。そして、危険性に対しての備えは今後どういうふうを考えていかれるのか、3つをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の質問にお答えいたします。

1つ目の鳥居のところから左に上っていった階段ですけれども、ちょっと私が認識しておりませんでした。

2つ目の大雨によるその後の状況ということですが、町としましても大雨の降った後に調査、付近を巡回はしております。

3つ目に新たな危険性ということですが、この分につきましては土木事務所等と確認を行いながら協議をさせていただきたいと思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

1つ追加の質問としまして、新宿の北側のことですけれども、認定としてはなっていないというような、たしか言われたんじゃないかと思えますけれども、それで、ちょうど宿との境目、東照寺さんの裏から遊歩道がずっとあります。あの辺も、かなり町として整備をしたことがありますので、枯れ葉等とか、それから遊歩道に適さない、いろいろな残骸等が大雨の終わった後とか台風の後とかにかなり堆積しているということで、話を私が聞きました。その辺の確認はされているのか、その辺をひとつ最後をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

桜山公園の遊歩道ということで、東照寺の裏のほうから上っていくわけですが、そこにつきましては、東照寺から西のほうは地すべり地区で、農林のほうで地すべり防止事業で、62年から平成3年までの間にのり砕工を施工されております。

それと、台風等で遊歩道のほうが歩きづらくなっているということでしたけれども、今年度、遊歩道の伐採工事等の計画を今後しておりますので、そちらのほうで対応をさせていただきたいと思えます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

はい、わかりました。

そしたら、2つ目の質問に行きたいと思えます。

町のハザードマップ（防災マップ）の北部地域では、土元区が土石流氾濫及び地すべり危険区域、門前区が土石流氾濫及び急傾斜危険区域、花祭区が土石流氾濫及び地すべり危険及び急傾斜危険区域に想定されていますが、3地区において、災害への危険性についての対応や事業としての取り組みの検討はなされたのか伺いたい。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の質問にお答えいたします。

土本、門前、花祭地区の危険区域につきましては、佐賀県のほうで急傾斜地の現地調査を行いまして、急傾斜地カルテを個別に作成し、危険箇所の状況を把握して看板も設置をされております。

また、今年度より土砂災害防止法による区域の指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を県が実施するようになっておりまして、土砂災害のおそれがある区域につきましては、危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を今後協議するということになっております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

この前、土元区のほうにお話を聞いたところ、調査をされるという話を私も聞きました。課長のほうから今、きょう多分、そういう答弁があるかなと思いつつ、それは年内にされるのか、1つ聞きたいと思います。

そして、この地区はミカン等の果樹栽培が行われていますが、災害になるような大雨などのときに、現在の把握や地元町民の方への相談等の開催は行っていますかということをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

この土砂災害防止法による調査でございますけれども、今年度からということで県のほうから聞いております。今年度は上惣、宿、高砂、新宿の一応4カ所ということで計画をされているようでございます。

それとあと、土元地区につきましては、そこは限らずでございますけれども、土砂災害防止法ということではございませんけれども、町道の道路防災修繕事業の中で道路のり面の調査を行いまして、その対策工事を今年度一部施工するように当初予算では計上をさせていただいているところです。地元のほうにも、調査に入る前には協議をして入りたいと思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは最後まで行って、また質問をしたいと思います。

避難情報について伺います。

災害のおそれがある場合、町からの避難勧告や避難指示によって速やかな避難ができます。避難情報には、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3つがありますが、町民の方々は認識されているのでしょうか。

現在の避難情報の取り組みはどうされているのか、また、町民の皆さんへの情報伝達はどのような経路で伝えられているのか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えする前に、ちょっと私の答弁と池田議員の質問のすれ違いがあつてはいけませんので、この避難準備情報の取り組みという御質問について、例えば3つの発令の違いとか、どういう状態のときに行っているのかというような理解でよろしいでしょうか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

町から町民の方へ情報を発信するものについては、段階に応じて3つの種類があります。

避難準備・高齢者等避難開始は、災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令をするもので、高齢者や体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方に避難を始めることを促すものであります。

避難勧告につきましては、災害が発生するおそれがあるため、避難所への避難を促すものであります。

避難指示（緊急）というふうな言葉がついておりますけれども、これは平成28年の台風10号による水害を教訓に、この避難指示と避難準備情報の名称が変更となっておりますけれども、災害の危険が目の前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令をされるものであります。

それと、もう一つの御質問でございますけれども、情報伝達の経路につきましては、避難

準備等を発令した場合、MCA無線や各区の区長さん、民生委員さんなどに情報提供を行いまして、高齢者など災害時の要援護者の方への避難開始を始めるように促しをしております。

消防団員の情報伝達につきましては、土砂災害警戒情報などが発表され、災害対策本部が設置をされますので、そのとき団長のほうから副団長、分団長、部長を通じて各団員へ連絡をされているとなっております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと再質問をしていきたいと思えます。

まず1つ目として、気象情報の発表と避難行動は災害時の危険から命を守るために重要な手段と思いますが、時間ごとのシミュレーションは作成されているのでしょうか。

2つ目に、8月現在の県内の土砂災害警戒区域指定状況は、土砂災害警戒区域が9,213カ所、うち土砂災害特別警戒区域は8,033カ所です。また、県内の指定市町村は5土木事務所内の16市町村ですが、杵藤土木事務所内では武雄市、嬉野市、太良町が指定されていますが、指定の条件等はどうなっているのでしょうか。指定への取り組みはなされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

1点目の時間ごとの手順はどうなっているのかというふうな御質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

このことにつきましては、ことしの8月24日に災害対応の項目を整理し、実効的な対応を図るため及び職員の防災等に関する危機管理の意識を高めるために、タイムラインの研修会を実施しております。これはもう一度、10月に開催する予定でありますけれども、それをもって時間ごとの、本来町として取り組むべきもの、町民の方に取り組んでいただきたいもの、こういうものをまとめて作成をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

土砂災害等の危険の指定につきましては、県のほうで調査を行い、指定をされるということで、今年度から調査をされる予定になっております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

まず、ちょっと1つ目から行きます。

次は2問目も防災の日で質問しようとしていたので、そのことでタイムラインの質問をしようと思いました。

今、タイムラインの話は課長のほうがされましたけれども、そしたら今のところ、そのシミュレーションはできていないということですね、全然。今から研修で、今度の研修であるということは、できていないということで判断していいのでしょうかね。

それともう一つ、先ほどの土木事務所の件ですけど、これは県のホームページのほうで私が拝見したところ、ことしの8月現在で県内の指定地区は5土木事務所で16市町村、杵藤土木事務所においては、武雄市、嬉野市、太良町だけが指定されているわけですよ。前の上惣、それから佐留志地区もいろいろな指定をされて、国、県のほうからの補助をいただきながら崩壊地域の事業をされてきたと思いますけれども、まだまだ非常に危険な場所がずっと北側にあります。

そういう意味で、この指定にならなかった理由じゃないですけども、うちの行政としてある程度のそういう要望等はされているのかということをお伺いしたものです。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

正式には、タイムラインというのは作成をしておりますけれども、小城市のほうでタイムラインが作成されております。それをもとに、うちのほうで簡易版をつくって、今回、8月にも台風が来ましたが、そのときにも対応をしたというふうな状況であります。

○西原好文議長

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

3地区で指定をされているということですが、江北町につきましては、先ほど申しましたけれども、今年度から調査を何年かかけて地区を分けて選定をされて、土砂災害危険区域とか特別警戒区域とかいう指定をされる予定になっております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら先ほどのシミュレーションの件ですけれども、課長はある程度のことではできているような、ちょっとわからなかったんですけれども、実際、前回、うちも集中豪雨で大雨が降ったときに勧告あたりが出ていました。

それで、そういう中で、そのときに私はもう独自の ある程度のことではできているのかなと思ったんですけど、タイムラインのことを先に言われたもので、もちろんタイムラインは今度初めて採用されて、第2回目を10月にされるということですので、ある程度のシミュレーション等のことはできていると思ってはいたんですけど、ちょっと先ほどの課長の答弁だとはっきりしないところありましたので、その辺もう一点お願いしたいと思います。

それと、もう一つの土木に関しては、新たにうちもその枠に入るかどうかはこれから次第ということですね。はい、わかりました。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問に私からお答えをいたしたいと思います。

今回、タイムラインの作成講習会を開催いたしましたのは、もちろん今までがそういうシミュレーションができていなかったものだから、やはりこれはやるべきだということで、今回させていただいたところでもあります。

先行して実施をされた市町が幾つかあるものですから、決してうちが最後というわけでもありませんし、実はまだ取り組んでおられないところもあるんですが、ぜひやりたいという

ことで、今回タイムラインの講習会を国の河川事務所、また気象台にも御協力をいただいて開催したところであります。

そういう意味では、これまでシミュレーションができていなかったかというとできていなかったわけじゃないんですが、いかんせんそれが、我々が紙ベースできちんと共有できているようなシミュレーションは多分できていなかったというふうに私は思っております。それこそ経験と勘で、今までがをやったものうというようなことの中で、多分これまでも対応してきておりましたし、シミュレーションというのは、そういう暗黙知の中で今までがこうだったという経験として何となく共有というのはしていたんだと思います。やっぱりそれだとなかなかこれからは太刀打ちができんわけですね。いろんなこれまで経験したことがないような災害、危機が発生するおそれがあるものですから、それについてはまさに議会の冒頭で申し上げたように、備えあれば憂いなし、もう想定をして準備をするしかないものですから、今回きちんとタイムラインという形で、まさに関係者にも関与をしていただいて、みんなでも共有できるシミュレーションとして作成をしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

はい、わかりました。

そしたら、もう一つ再質問をしたいと思います。

町の防災会議の資料の中で、ため池についての表記がありますが、地域防災計画では記載されていて、この防災重点ため池については6カ所記載がありました。

その中で、平成27年度から地震動における調査で、平成27年度は畑川、上畑川、平成28年度は新堤、それから飛郷、菖蒲谷、宮原の調査を行ってあります。

その中で、今後、安全性を満たさないため池については県と連携して対応していきたいと書かれてありますけれども、その後どうなったのか伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えいたします。

全国的に調査を行っておりまして、まだ県のほうも国の指針といたしますか、まだ出ておりませんので、満たさないため池の補修についてはまだ資料等も全然今出ていない状態でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、県のほうではまだ決定的というか、認定的にできていないということでしたけれども、一応、でも危険のあるため池ということで議会のほうにも公表はありました。特に上畑の関係のため池についてはそういうことがありましたんで、今後そしたらいつごろというのは全然わからないということですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

時期については、まだはっきりわかっておりません。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私からも少しお答えをいたしたいと思います。

今回、安全・安心に関する御質問ということでありましたので、当然そういうことの中で御質問が及ぶ可能性があるものと認識をしておけばよかったんですけども、事前に通告をいただいたときには、ため池の「た」の字も特にいただいていたはずですから、事前にお知らせいただければ、少し県のほうにも事前に確認がちょっとできていたかなというふうに思いますし、そこについては今回の質問を機に、再度県のほうにはスケジュールは確認をいたしたいと思います。

それで、実は県のほうにこれも申し上げているところなんですけれども、調査についてはとにかく100%お金やるから調査しなさいということで調査はしたわけです。ところが、いざ調査をしたところ、一定の基準を超える値が出たものですから、それで危険だということになったわけなんですけど、じゃ、それをどうしたらいいのかということについては、実はなか

なか県のほうも、例えば何かそれこそ新しい補助制度をつくってそれで事業を促すとか、そういうことがなかなかまだしていただけていないものですから、何か不安をあおるだけになってしまっているなというふうに私としては問題意識を持っていますので、これについても調査まで促したからには、その後の対策についても一定の支援策なり、事業のやっぱり計画ということをしていただきたいということは、実はもう既に申し上げているんですが、今回の確認に合わせて、仮に一定の基準を超えたため池に対する対策については、県のほうもどう思っているのか、どういう計画を持っているのかということについても確認をしたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

はい、わかりました。

もう一つ再質問をしようと思ったんですけど、先ほどの前議員のときに、議案の今回、一般会計の補正予算にハザードマップのことが載ってましたんで、先ほど町長のほうは、そちらのほうでお願いしますということでしたので、そちらのほうでしたいと思いますので。

そしたら、2問目に行きます。

○西原好文議長

次、行ってください。9番池田君。

○池田和幸議員

意識を持とう「防災の日」。

防災の日は曜日は関係なく、毎年9月1日となっています。9月1日を中心に防災週間として、各地でさまざまな訓練やイベントが開催されています。

防災の日が制定されたのは、1960年（昭和35年）で、9月1日に設定されたのは、1923年（大正12年）9月1日に起きた関東大震災が由来しているということです。

町民の方々は自分も含めて、災害に見舞われる、そんな姿を想像するのは難しいことです。だからこそ、1年に1回は皆さんが集まって学ぶ機会があってもいいと考えますが、いかがですか。

災害被害を軽減する国民運動は、誰にでも起こり得る災害による被害を少しでも軽減する

ため、各個人や地域コミュニティにおいて、みずからの生命、財産や地域の暮らしを守るための取り組みを進め、社会全体の防災力を向上させることを目的とすると記されています。

近年、地域、場所に限らず、いつ起きるかわからない災害に対応する備えが必要とされる中、佐賀県では、1月17日（阪神大震災発災の日）に自助の意識の向上を図るため、県民、事業者、行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う県民一斉防災行動訓練が実施されています。そこで、町としての参加対応はどうされていますか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ことしの1月17日に県下一斉の防災行動訓練が行われております。事前に県のほうから連絡等もありまして、チラシを配布するように来ておりました。そういうことで、このチラシを全世帯に配布をしております。

また、フェイスブックや定時放送におきまして、訓練の実施内容について情報の提供を行っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

1つ、私が質問と思われていなかったのかと思いますけど、1年に1回は皆さん集まって学ぶ機会があってもいいと考えますが、いかがですかということにつきまして、答弁をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

私も全く同感であります。といたしますのが、やはりいつも言っているように、自助、共助、公助ということでありまして、1万町民の皆さん、まずやはりお一人お一人が災害に備え、

もしくは災害が起きた場合の行動をぜひとっていただかなければ、なかなか1万人まとめてということにならないものだから、やはりまずそれぞれの自助努力なり、平時からのそういう認識、備えというのをぜひお願いをしたいというふうに思っておりますし、ただ先ほど避難準備情報・高齢者等避難開始という言葉があるように、なかなか自助、自力ではそういう避難ができないという方もおられます。そういう方は、それこそ地域の皆さんにもぜひ御協力をいただいて、共助の中でやっていただくということであると思います。

よく私が自助、共助、公助とあって、順番は自助、共助、公助の順番ですというものですから、少し誤解の向きがあるようで、自助が全部終わらなければ共助がないとか、自助と共助でして、それこそ全くそれで足らなければ公助があるということじゃなくて、どんな場合でも自助と公助と共助というのが複合的に、よく言葉では自助、共助、公助のバランスのとれたというような言い方を何かではされるようではすけれども、そういう意味でありますものですから、それはもうとにかく自己責任で皆さんしていただかんばいかなですよと、うちは何もしませんということではないわけでありまして、まさにこの自助を促すのも我々公助、行政の役割なのではないかなというふうに思っております。

今回、7月5日、6日にかけて大雨では、江北町内でも実は避難準備情報をお出ししたりとか、避難準備、高齢者等避難開始の情報を出したり、地域によっては実は避難勧告までしたところがあります。ところが、結果的にはそれに呼応して、それこそ大多数の方が避難をしていただく、もしくは避難を開始していただくということになっていなかったというのは非常に残念だなというふうに思いますけれども、結果的にはそれでも大丈夫だったからよかったんですけど、ともすると我々は空打ちというのを恐れて、あのときにそがん言うてて、やっぱりそういうのを恐れてはいけないなというふうに思います。

やはりとるべき対策をとらなかったときの非難というものは、仮に空打ちをしたときに言われるそういう批評といいましょうか、不満に比べれば、何ということはないと思いますし、何よりもやはり仮にそういう災害が起きたときの人命なり損害というのは、もう取り返しがつかないものですから、最近では我々役所内では空打ちを恐れなくて、必要なときには必要なやはり情報提供なり促しをするというふうにしておるところであります。

先日もNHKのテレビであってございましたけれども、これまで大丈夫だったし、それほど降らないだろうというふうにして見込んでおって避難勧告もしなかったところが、突然雨が降って、夜中に逆に避難勧告をするようになったもんだから、避難勧告をしたけれども、な

かなか夜中だからといって行動をとっていただけないタイミングでしか出せなかったとか、ただ、よくよく見ると、大体6時間ぐらい前には一定の、ゲリラ化とは言いながら予測ができるというようなことも言っておられました。

ですので、まさに今回の議会の冒頭で申し上げたように、これまでよかったからこれからはいいのではなくて、これまでではよかったけどこれからはよくない、もしくはこれまでがよかったからこそこれからはよくないんじゃないかという意識を皆さんに持っていただいて、我々自身がやはりそれを持った上で、町民の皆さんにもそういう危機感といいたいでしょうか、問題意識をやはり共有する必要があるなというふうに思います。

そういう中で、先ほど御指摘のとおり、9月1日が防災の日でありますもんですから、そういう1年に1回、少なくとも町民皆さんが防災について考える、もしくは行動する日ということは、ぜひ必要だなというふうに思っております。

今回、総務課のほうで実は県内の実施状況というのも調べまして、いわゆる自治体が主催をして防災訓練をやっている自治体はどのくらいあるのかというふうに思っております、正直言います私は、江北町以外は全部やっておられるんじゃないかぐらいに思っておりますけれども、実はそうでもなくて、市町全体としてやっておられるところは7市町ございました。ただこれも、7市町も主催は自治体がされておられるんですけども、実際の訓練そのものは実は各地区でやっておられるとか、そうしたことをやっておられるというふうにお聞きをしております。ですので、この1年に1回、皆さんが防災を考える日、もしくは行動する日ということについては、ぜひ取り組みたいというふうに思っておりますけれども、そのやり方はぜひ少し検討をさせていただきたいなというふうに思います。

といいますのが、今回、7月の大雨で我々も被害が起きましたので、勉強になったというのはやっぱり不謹慎だと思いますけれども、いろんな経験をしたなというふうに思います。それでいきますと、同じ小さな町でありますけれども、想定される、もしくは起こり得る災害の順番といいたいでしょうか、種類というのは少し違うなということも今回はっきりとわかったということだと思います。

大きく言いますと、先ほど来、池田議員の御質問にありましたように、山手のほうはやはり土砂災害に備えるべきだということでありまして、今度平野部について、東部については牛津川の影響というのを非常に受けるということでありまして、南部、西部については六角川の影響を受けるというふうに、大体大きく言えば3つぐらいあるんじゃないかなというふ

うに思います。それが同じような災害を想定して訓練をするというよりは、それぞれの地域に応じてといいたいでしょうか、で起こり得る災害に対応した、やはりそういう訓練なりということをする必要があると思いますので、皆さん全体で知っていただかないといけないこと、もしくはそれを知るような機会と、やはりそれぞれの地域に応じていろんなシミュレーションといいたいでしょうか、行動といいたいでしょうか、すべきような機会と、やはりその2つが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、そうした観点からぜひ町民皆さんにもっと災害について知っていただく、備えるチャンスになっていただく機会はぜひ持ちたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

先ほど前の質問のときにタイムラインのことがありましたので、1件だけ課長のほうに聞きたいと思いますけれども、今回、10月に終わられた後に、これからの災害への対応力について、町民に知らされていかれると思いますけれども、どのような形でお知らせ、それからまた訓練等に組み入れられていかれるのか、聞きたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

町民の方への周知の方法につきましては、やはりまずタイムラインの作成も行いますし、ハザードマップも今年度、今回ちょっと補正を計上しておりますけれども、それで作成することとしております。このことにつきましては、まず区長会、まず議員さん方に報告をいたしまして、区長会のほうで周知を図っていきたいと思っております。

さらに、何かその地区での行事等がありましたら、そのときいろいろな機会を見つけて、直接町民さんの方に御連絡、お知らせができるようなことがあればやっていきたいと思っております。

とりあえずは、まず区長会のほうで区長さん方に御報告をいたして、広報等での掲載を、周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をいたします。

ハザードマップにつきましては、今議会にも予算を計上させていただいておりますので、議案審議の中でというふうに思っておりますが、今の御質問の関連でいきますと、今回、少しハザードマップも工夫をして、先ほど申し上げましたように、町全体がわかっておかなければいけないわけでも、我々はわかっておかんといかんですけれども、各地域の方でいえば、自分の地域がどうなのかということをやっぱりわかっていただければいいのではないかなというふうに思います。

これまでは、ある程度大きな紙ではありましたが、町全体を描いて、各地域に行けば何か大きな矢印で書いているぐらいでありましたので、今申し上げたように、災害の特性を考慮して、少し地区割りをしたようなハザードマップにできないかなというような工夫はぜひしていきたいというふうに思いますし、先ほどからタイムラインについては、今回、あくまでも職員の講習会ということで、我々行政としていつ、いかなることをやるべきかということを現在整理をしているわけですが、先ほど申し上げましたように、自助、共助、公助ということであれば、やはり町民の方お一人お一人が行動をとっていただくという必要があると思うので、ぜひそうした延長の中では、例えば地域版のタイムラインみたいなものとか、ここの地域ではこういうものがあつたときにはこうするとか、大体いつごろこういうことがあれば、この前にはこういうことをするとか、やはりそういうふうに自分のこと、もしくは自分のものとして、町民の方がお一人お一人、やはり安全・安心について考え、行動していただくような仕組みをぜひつくってきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、最後の質問をしたいと思います。

次に、自主防災組織について質問します。

町内での組織状況をお聞きしたいと思います。

次に、各区で取り組まれていると思いますが、活動及び訓練の内容等を紹介していただきたい。

3つ目に、今後、町としてどのような組織づくりを目指されているのか伺いたい。

最後に、今後の予定として、意識を持つために、防災の日にちなんでの防災訓練や防災フェスタ等の開催の考えはありませんか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

町内での組織の状況ということでございます。

自主防災の組織につきましては、平成20年度から取り組みを進めておりまして、平成28年に新町、仲町地区で設置をされ、現在、30地区となっております。平成29年4月1日時点で、人口でいえば8,247人、85.6%、世帯数でいえば2,921世帯、86.8%となっております。

2番目につきまして、行動等の紹介ということでございますが、各自主防災組織から職員に派遣の依頼があったもので記録をしているものについて御紹介をいたしますと、大西区が初期消火活動等の訓練を実施されていらっしゃいます。

平山区がAEDの使用の講習会などの訓練や、チェーンソーなどの防災用品を使用した訓練などを実施されていらっしゃいます。

東区につきましては、公民館から老人福祉センターまでの避難訓練を実施されていらっしゃいます。

花祭区につきましては、初期消火等の訓練を実施されていらっしゃいます。

西分区につきましては、炊き出し訓練や日赤の講話を聞くなどの訓練を実施されていらっしゃいます。

土元区におきましては、災害発生の際の危険が高まったときの避難経路の確認などを実施されていらっしゃいます。

宿区につきましては、炊き出し訓練や日赤等の講話を聞くなどの訓練を実施されていらっしゃいます。

それと、今後どのような組織づくりをというふうなことでの御質問ですけれども、この質

問につきましては、質問の中にもありました阪神・淡路大震災などの大きな災害が発生したときには、やはり住民相互の協力により命がつながったという趣旨のことが至るところで報道をされております。災害が発生した場合、職員や消防職員などの公助が現場に入るのは、時間がある程度経過してからになり、発生直後に救助ができるのは、やはり周りの方々というふうになります。地域住民のつながりが非常に大切になってくるわけでありまして、町内全ての地区で自主防災組織がつくられ、防災に対する意識が高まるよう、町としても取り組む必要性を感じております。

その1つとして、平成27年及び平成28年に地域の役員の方などを対象とした研修会の実施や、平成27年度の夏季訓練においては、区長さんを対象とした研修会、平山区、花祭区の事例発表なども行ってもらっております。この研修につきましては、今年度も実施をするように計画をいたしております。

最後の質問につきましては、先ほど町長のほうが答弁をしたと思いますので、私のほうからは答弁を控えます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、一応、防災組織につきましては、現在30地区ということで、9割近くの区が組織をつくられていて活動をされているという報告でした。

できれば、夏季訓練とかそういうときに、前も平山区の区長さんあたりの講演じゃないですけれども、そういうのがありました。できれば来年あたり、先ほど町長が防災の日には何かということと言われましたので、そういう発表会とか、パネルディスカッションとか、各区の発表会あたりもされるような形にしたらどうかなと私はちょっと提案したいと思います。

そういうことで、少しでも町民さんの意識ということもありますけれども、やっぱり区民の意識をまず高めないとなかなか下まで行かないんじゃないかなと思いますので、その辺の今後また何か発表の場を、また出初め式とかそういうときに取り入れることは考えてあるのか、それとも防災の日になんでそういう発表会をしたらどうかという質問に対してお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

現在、江北町内における自主防災組織でありますけれども、お答えいたしましたとおり30地区が既に組織をいただいておりますというところであります。

ちなみに未設置地区でありますけれども、上分区、浪花区、日の出区、原宿区、高砂区の5区であります。もちろん、それぞれ地域の実情があつてのことだというふうに思いますし、自主防災組織が組織されていないから防災活動をされていないということではありませんので、当然そうした日々のお取り組みはしていただいているということは御承知おきをいただきたいと思いますし、過去2年間実施をいたしました自主防災訓練の研修の中にも、先ほど御紹介をいたしました上分区でありますとか、浪花区、原宿区、高砂区の方については、実は研修にも御参加をいただいておりますが、その組織という意味でいけば、まだその組織をしたという形にはなっていないというだけでありまして、日ごろの防災活動、また災害対応には御尽力をいただいているということは申し上げた上ではありますけれども、やはりそうした町内でもいろんな取り組みをされておられると思います。

もしそうした発表、共有の場がまたその励みになるということであれば、ぜひそうした場も設けたいというふうに思いますが、やっぱり私の認識としては、まずみずからのこととしてやっただくということが大事なのではないかなと思ひまして、これまで続けております自主防災研修会の中では、まさに自分の住んでいる地域について、具体的にどこに逃げるのか、誰に声をかけるのかということを考えていただく時間として設定をさせていただいた。当然、講話もありましたけど、私としてはどちらかというと、やはりみずから考え、行動する機会をぜひつくりたいなというふうに思っておりますが、もし町内でも、ぜひこれは皆さんにもお知らせをしたいというようなものがあれば、何かの機会をとらまえて、またそういう場も設置をしたいと思ひます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

できれば、私も全ての組織を確立することが目的じゃないと思ひます。先ほど町長が言われたとおり、おのおのがやはりそういう意識を持っていただきたいということを希望したい

と思います。

最後の質問です。

土砂災害、浸水害、洪水害に対する情報は、おのおの違うものであります。その情報の正確さが災害の被害に直接かかわってくるものだと思っています。今後、この各災害の情報伝達をどのように伝えていかれるのか、おのおの伝え方によってはかなり大きさも違ってくると思いますので、よろしくをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

先ほど私も答弁申し上げましたように、小さな町ではありますけれども、それぞれの地域といましようか、想定される災害というのも違うと思います。そうなると、当然それに伴って行動していただくことも違ってくるというふうに思いますので、現在、主な情報伝達手段というのは、直接区長さん方に御連絡を差し上げるということと、もう一つはMCAがごございます。区長さん方に直接御連絡するときについては、それぞれダイレクトに対象、該当区域についてお話ができるわけですけれども、MCAはどうしてもその町内全体聞こえるものですから、その際にはやはり具体的に対象箇所とか、そうしたことをやっぱり明示する必要があるのかなというふうに思っておりますし、本当にまた緊迫した状況になれば、それこそ車でも出して、拡声器から該当区域についてはきちんと声が届くようにするとか、そうしたこともしないと、町全体として知っていただくべきことと、それぞれの災害に応じて各地域で対応していただくことがまた違うと思いますので、そこはいろんな媒体を使ってきちんと必要な皆さんに届くようにしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

前回、大雨のときに各地区の情報の収集、これが少しできなかったようなところもあったと思います。やはり各区長さんに、全区長さんに連絡をして、今の状況あたりを把握されていなかったことがあったと私は思っております。その辺は、今、町長が言われた情報の収集

にぜひ力を入れてもらって、やはり区域のことは区域でしかわかりません。その辺をよろしくお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

終わります。

○西原好文議長

9番池田君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時6分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

それでは、本日の会議を再開いたします。

議事日程により、総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第2号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、請願第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

請願第2号を上程いたします。

職員をして請願を朗読させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、請願第2号の趣旨説明を求めます。土淵茂勝君、御登壇願います。

○土淵茂勝議員

それでは、早速、請願趣旨に沿ってお話をしたいと思います。

手元に資料を配っております。核兵器禁止条約への各国の態度という一覧表と、裏に江北町の非核・平和宣言の町の文書を沿えておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める請願。

請願者は、江北町上小田2640の84、香月孝俊さんです。紹介議員は、私、土淵茂勝です。

2017年7月7日、ニューヨークで行われていた「国連会議」は、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約を、国連加盟国の約3分の2、122カ国の賛成で採択をいたしました。

世界が平和に向かって大きく動く歴史的な瞬間となり、日本の「ヒバクシャ」の果たした役割に多くの政府代表が熱い感謝の声を寄せました。

条約前文は、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性を明確にしております。

条約の心臓部である第1条は、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移転」などが禁止され、さらに「使用、使用の威嚇」が禁止され、他の国を核で脅して、みずからの支配を押しつける「核抑止力」論を否定したのものとして大きな意義があります。

第4条では、核保有国が条約に参加する2つの道が述べられております。1つは、条約に参加した上で核兵器を速やかに廃棄する道です。いま1つは、核兵器を廃棄した上で条約に参加する道です。どちらが先でもいい、条約は核保有国に対して「参加の扉は広く開かれています」というメッセージを送っております。

特筆すべきは、条約第6条で被爆者への支援を締約国が「差別なく十分に提供する」こと、さらに条約7条では核兵器使用などで被害を与えた加害国は、被害者に対して「支援を提供する責任」を明記しております。

今、世界と北東アジアの平和を脅かしている北朝鮮の核実験と核兵器開発をやめさせる上でも、国際社会が核兵器を違法化し、「悪の烙印」を押すことは、北朝鮮を孤立させ、核開発を放棄させる上で大きな力になることは疑いありません。

江北町は、「非核・平和の町宣言」を行っております。その中では次のように述べております。

「世界の恒久平和は、人類共通の願いである。核兵器を廃絶し、平和で安心して暮らせる時代にすることは、今ここに生きている私たちに課せられた最大の責務です。

私たちは、世界最初の核兵器、原子爆弾を被爆した国民であり、広島・長崎のあの惨禍を再び繰り返してはならず、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴えつづけていかなければならない。

ここに、我々は日本国憲法に掲げられている恒久平和の崇高な理念に基づき、核兵器がすべての国から一日も早く廃絶されることを願い、ここに「非核・平和の町」を宣言する。平成13年9月21日、佐賀県江北町」となっております。

議会がその立場に立って唯一の被爆国日本政府が速やかに核兵器禁止条約の批准を進めるよう求める請願書を採択することは責務ではないでしょうか。議員各位の賛同をよろしくお願いいたしまして、説明といたします。

○西原好文議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

お諮りします。議案第45号から議案第50号までは平成28年度会計の決算の認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、決算特別委員会を設置し審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、平成28年度会計の決算審査は、決算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開13時45分。

午後 1 時40分 休憩

午後 1 時45分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条の第1項の規定により議長において指名したいと思っております。

決算特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、全議員10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に田中宏之君、副委員長に坂井正隆君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第43号

○西原好文議長

日程第2. 議案第43号 個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第44号

○西原好文議長

日程第3. 議案第44号 平成29年度江北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

一般質問のほうで総括審議のときにとということで話をしましたので、ページ数が議案説明書のほうの2ページですかね、ハザードマップ災害対策事業についてちょっと質問させていただきます。

この中に、ちょっと文言でわからなかったのは、まず一つ聞きたいと思います。

3の主な事業の補正内容というところで、県の基礎調査に合わせて防災マップを作成するというので、これは水防法のことのみのために今回再度確認したところ、31年になることを報告受けたという意味なのか、そうであれば、これは31年にまた改正をされるのか、その辺をちょっと説明お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

当初、防災マップを作成する際には、水防法に基づく河川事務所の想定される浸水水域のものと、あと土砂災害警戒防止法に基づく県が調査した結果をもとに、合わせて防災マップを作成することとしておりました。ただ、そこにも書いておりますように、きょうの質問の中でも建設課長のほうからも答弁がありましたように、平成29年から県の調査が行われております。そういうことで、それを待ってというよりも、今わかっている河川の河川事務所が想定しております浸水水域の分について、ハザードマップを今年度補正をお願いして作成することとしております。

今後につきましては、県の調査がありまして、地元に対する公表が行われた後に2つあわせた防災マップを作成する予定としております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、343万5千円の補正でついた分はいつごろの発行になるのか、作成できるのがいつごろになるのか、それによって今の課長の答弁ですと、県のほうの情報も入れながら作成するというふうに聞こえたのですが、その辺はちょっと確認をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

済みません。ちょっと私の説明不足といえますか、話し方が非常にわかりにくかったと思いますけども、今回は、河川事務所が設定をしております浸水水域の区域のみを表示したものを今年度中に、できましたら来年の初めあたりにも、1月ぐらいにでもできればハザードマップを作成したいと思います。

先ほど言いましたように、県の調査というのが31年度ぐらいに調査結果が終わって公表がされるということですので、それ以降、また新たな防災マップ、今回作成をします河川事務所のデータと県のデータをあわせた防災マップを31年度以降に作成する予定としております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をいたしたいと思います。

ハザードマップの見直しを——この水防法の改正というのはもう既に行われておりまして、御存じのとおり、昨年も大分衝撃的に報道なんかがされまして、これまで想定していた浸水深から比べれば、大分さらに深くなるというふうなことで、ショッキングな伝わり方もされたと思います。

本来なら、やっぱりそれだけででもハザードマップの見直しをせんといかんかったと思いますけれども、当時はもう一つ土砂災害のほうの調査もこれからあるから、その結果まで見て一緒にやったらいいんじゃないかというようなことでありました。ただ、午前中の質疑でもありましたし、先ほど総務課長が御説明申し上げましたとおり、この土砂災害のほうがなかなか調査が大分先になるということなものですから、それまで既に見直しをされた、特に平野部においては、どちらかという、午前中言ったように、土砂災害よりも、やはりこういう浸水のほうに関連があるわけなので、やはりここはもう余り間を置かず、とにかく今わかっている改正だけでも踏まえて、やっぱりハザードマップの見直しをしたほうがいいんじゃないかということで今回取り急ぎさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、もちろん今後県の調査も終わりまして、新たに土砂災害関係で区域の見直しをされるとか、新たに指定がされるということであれば、その時点でのまた改定というのはやりたいというふうに思いますが、今回は特に水防法の見直し、またあわせて、午前中申し上げましたように、もっと住民の皆さんにわかりいいというのかな、そうした観点でハザードマップの見直しをしたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。1つ要望ですけれども、現在ハザードマップありますけれども、見開きになっていますよね、我が家庭で見るときには、例えばクリップじゃないけど、ファイルに入れるような形で見たほうが見やすいのかなと、張るようになっていると思うんですけども、あれ裏表ありますよね。張ったら裏は見えないというのがうちの近所の方の意見がありまし

たので、何かその辺は少し工夫をしていただきたいと思います。これは要望です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

事項別明細7ページ、区分のところの3. 町有地宅地分譲造成事業の内訳が上がっております。私、この補正予算を見て、これは十分に議会でも審議すべき事項ではないかなというふうに思います。

まず、この質問についてはちょっと時間を議長いただきたいと思うんですけど。

○西原好文議長

はい。

○井上敏文議員

まず、この町有地の取得について、きのうおととい監査委員さんのほうから厳しい指摘がっております。監査委員の意見書として、28ページ、これは監査委員の報告の中でも、これは文書を読まれましたので、皆さん内容を御存じだと思いますけど、まず、土地開発公社との業務委託契約についてというふうなことで、この中の指摘について債務負担行為がなされていなかった、明らかに法令違反と、大変遺憾であるというふうなことが書いてあります。

それと、29ページの②に業務委託契約に、いわゆる町と公社の業務委託契約をされておるわけですけど、これが3月31日に解除されたということですね。これがなぜ解除されたのかといったことの指摘が監査委員から上がっております。考えられるのは、1番、原契約そのものの解除なのか、2の土地の引き渡しの解除、この2通りが考えられるとするものの、このおのおのにも問題があるというふうなことを書いてあります。これは土地の所有者との契約の関係もかかってくるかと思えます。

そういう中で、これが——私も議員例会で説明があったときに、公社で行っておけば何ら問題はなかったかと思うんですが、なぜ公社との契約を解除してまで町が行うのか、その辺も監査委員さんの指摘に上がっております。公社ですら何ら問題がなかったのに、なぜ町でこういった分譲をしていくのかといったことの指摘がしております。しかも、まだ田のままということでもあります。この監査委員の指摘について執行部のほうはどう思われておるのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。大島課長補佐。

○政策課長補佐（大島浩二）

井上議員の質問にお答えいたす前に、まず、本総括審議のほうに担当職員の出席について御配慮いただきまして、まことにありがとうございます。政策課長とあわせて私のほうからも説明をさせていただきたいと思います。

まず、土地開発公社で先行取得をさせていただきました経緯につきましては、上分公有地につきましては、児童公園の整備を目的として先行取得をさせていただきました。ただ、この公園整備につきましては、新たな公園用地の取得に伴いまして、一旦公園整備計画のほうを見直しさせていただきたいということで土地利用計画について保留をさせていただいておりました経緯がございます。

実際、この土地利用計画をどうするかという検討をしていく中で、児童公園の整備については、上分公有地のほうでは行わないということで契約の解除を町のほうから土地開発公社のほうに依頼したというふうな形をとらせていただいております。

ですので、監査委員さんの御指摘がございましたけれども、こちらの土地開発公社への契約解除の申し入れについては児童公園の整備を行わなくなったということで、その事業内容の解除について申し入れをさせていただいたということで理解をこちらのほうはしております。この理解のもとに契約解除の申し入れをさせていただいたところであります。

用途についても、まだ検討中であったために造成等は行わず田のまま保有しておりましたという経緯でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

監査委員の指摘事項に沿ってちょっと私からも補足をさせていただきたいと思います。

まず、土地開発公社の業務委託契約について債務負担行為がなされていなかったと、なぜなされていなかったかというのは、多分恐らく債務負担行為すべきという認識がなかったんじゃないかなと、当時のかかわった職員に聞くとそういうことでありました。本来なら当然やるべきですよ——と私も思います。

それと、先ほどの委託事業の解除についてなんですけれども、監査委員からの指摘では2

つ考えられると、解除の意味がですね。1つが原契約そのものの解除、もう一つが土地の引き渡しの解除という2つあるがと、どちらについても問題があるということでありましたけれども、私どもとしては、1番の原契約そのものの解除という意図で解除はさせていただきました。ただ、当然土地開発公社と売り主の方との取引が終わっておりますが、これはそれこそ民法上、善意の第三者には解除の効果は及ばないということでもありますので、そもそも土地開発公社が取得を、所有者の方から購入したところまではもちろん解除の効果というのは及びませんので、それは当然そのままの効果としては残るというふうに思っております。その上で、町としては公社に委託をしていた児童公園整備事業そのものの変更をしたものですから、その児童公園の整備についてはもう解除したいという趣旨で今回解除をさせていただいたわけであります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

監査委員さんの指摘の中で解除の意味2通り、町のほうとしては1番ということであります。要は契約ですね、契約は地主の方と公社の代表者と契約されているんですよ。これを町が買い戻しするということになるとこれがどうなるのかなというのが、公社からさらに、その契約は成り立つということでありましたので、公社が買っているのであれば、公社から町が買うということになるのかなと思いますが、それはちょっと確認であります。

それと、このいきさつについては、監査委員のほうも指摘をされておりますが、経過から、一番最初の、当初の経過から書面でわかりやすく、なぜこうなったのかというのを書面で提示していただきたいと思えます。

といいますのも、議員例会でも契約関係の資料をいただきました。資料をいただきましたけど、その資料は日付ごとの整理でありましたけど、公社で買って、公社で買うまではよかったですよね。基金を崩して、契約まではよかったですけど、その後なぜそういうふうになっていったのか、書面をもって説明をお願いしたいと思えます。監査委員さんの指摘に対してどういうふうな形で対応していくといったのも、経過等、あるいは町の考え等について、もっと詳しく書面でお願いをしたいと思えます。

それと、それをお願いしておきます。まだいいですかね。

○西原好文議長

はい。

○井上敏文議員

あれば、もうないですよ、はい。それとですね、

○西原好文議長

井上議員ちょっと待ってください。答弁ありますか。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

今、書面のことを言われましたので、それはあらかじめ説明させていただきたいと思うんですけども、なぜ契約を所有者と土地開発公社がしているのに、それをわざわざ町が買い戻してということと言われたことについて、一応江北町の土地開発公社の業務方法書というのがあります、平成4年に立ち上がったときにできているものだと思うんですけども、その中で業務委託の範囲というものがあまして、その中に土地の取得とか土地取得のあっせんとか、そういったものがあるんですけども、開発公社がまたそこで次なる業務のためにするというような内容はこの業務の範囲の中に入っていないということがまず一つございますので、町が買い戻してするということが何らの問題はないかというふうになんてちょっと担当としては思っているところであります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

何ら問題がなければ私も質問しないわけですけどね。いろんないきさつがあると思います。それはやはり私たちにわかりやすいように書面にて説明をお願いしたいと思います。

それと、この上分の土地については町民も大変関心を持っている案件であります。といいますのも、最初、駅南地区には児童公園がないというふうなことで私も一般質問をいたしました。その中で、町のほうは検討するというので上分の用地を買われたということだと思うんですけど。ただ、あそこは不適だということで、さらに公園用地を求められたわけですけど、その最初買った上分の、公社が買ったその処分のあり方ですね、これがまず疑問を持たざるを得ないところなんです。

けさの一般質問でも出ておりました上分用地、私も公共用地として町が買ったということであれば、町が買って、それに生かしていくということであれば、私はそれはそれでいいと

思うんですけど、これを町が分譲して宅地販売すると。宅地販売をしたときに、いわゆるこの経費が幾らになっているのかというのは説明の中にも書いてあります。

私なりに試算をしてみました。全体事業費、これはもう買収費から手続から合計すれば6,900万円ほどかかっております。これを7区画分割して分譲するということであるわけですが、普通民間事業者では、土地を買って、造成をして、分譲するには道路をとって減歩をかけて、そして逆算して坪当たり単価を出して販売するということでもあります。

民間ベースでその要領ですとなれば、坪当たり単価を計算してみました。14万8千円、私の計算が間違っていれば後で訂正してください。14万8千円ほど分譲価格として、そのくらいの価格で売らないと採算がとれないということになるわけです。ただ、駅南地区の分譲価格を見ていると、14万8千円で町が売ったにして、これは売れないんじゃないかなと思うんですよね。あの辺の相場を聞くと、坪8万円から10万円と聞いております。いわゆるこういう計算をすれば、あの辺で宅地して売るとなれば、8万円から10万円で売るとすれば、その補填を町がするのかどうかという疑問が湧いてきます。その辺のこの分譲価格を町が差し接いで分譲するのかという疑問を感じますが、その辺について答弁願います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問は、恐らく予算書、それと予算の説明書からごらんいただくと、どうしても歳出予算としか上がっていないもんですから、そういう御懸念もあろうかというふうに思いますけれども、御指摘のとおり、今回の宅地分譲事業についての支出については、約6,900万円ほどを予定いたしております。

この中には、それこそ土地開発公社から土地を購入する経費のみならず、当然設計等も行う必要がありますので、それに伴う委託料、また、造成に伴う工事請負費等々、また、公共施設を整備せんばいかんもんですから、下水道の受益者分担金、さらには、今回分譲については町内の不動産事業者への仲介をお願いしたいというふうに思っておりますので、当然仲介の手数料もかかってきます。

大体支出、締めて6,937万3千円を予定いたしておりますけれども、じゃ、その収支は、今度収入のほうはどうなっているのかということでもありますけれども、実は、宅地分譲に当たっては、それこそ多くの先行事例もありますので、民間の相場を考慮して、当然買ってい

ただける値段で設定をさせていただきたいというふうに思っておりますが、その際の売却の収入、7区画分で今想定をしておるのが5,377万4千円であります。そのほかの収入と、整理をしていいと思いますけれども、当然、今回町有地として、宅地分譲に合わせて道路の整備を行うこととなります。これについては町でそのまま保有をするものですから、直接売却益ということではありませんけれども、その資産の評価分として2,341万円を予定しておりますものですから、それも含めたところの収入といいたいまいしょうか、町のキャッシュとストックと両方になると思いますけれども、合計7,718万4千円のキャッシュ及びストックということで見込んでおまして、差し引きでいけば781万1千円のプラスというのが我々の事業の収支計画でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

からくりはわかりました。いわゆる道路を分譲価格に入れなくて町が施工するから、これは町道になりますね。町有地で持つておくということではありますが、団地内道路について、今、民間開発でされておるのは、団地の所有者の共有名義になっているのが多いんですよね。その共有道路も分譲したのを買われた方が、所有者が持つておるんですよね。維持管理も所有者でやられております。そういうことからすれば、町がやったのについては、その中の団地内の道路は町有地ですよと、町のものですよと、町のものであれば町が管理する、不公平じゃないかといったことが出てくるんじゃないかと思う、私は出てくると思います。出てくると思います。

団地内の道路、今民間で開発されておる団地内道路、要望を聞いたことがあるんですけど、個人で共有道路として持つております。それが税金もかかっております。それを町でとってくれんかというふうな要望はあります。町がとるということは、その共有道路を町で管理してくれと。軟弱地盤で建っているところが多いわけですから。軟弱地盤であるがゆえに、排水口の排水がうまくいかない。仮にあれを町でとるとすれば、排水口の整備まで町がせにやいかんということになってきはしないかという懸念を持っております。

町が今、町長そう言われましたけど、やはり町内の分譲をされているケースとバランスがとれないんじゃないかなと思うんですけど、そのところは町長どうお考えですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員には釈迦に説法かとは思いますが、本来都市計画決定がなされている区域については、都市計画法に基づく開発行為の許可というものが必要になってきますし、都市計画法では基本的には宅地分譲で開発された道路というのは、実は自動的に本来ならばその自治体に帰属するというのが大前提であります。ところが、開発行為をする前に、本来とるべき市町村、市町と開発行為者の中で協議をする必要があるわけですが、なかなか協議をする中で、よくありましたのが市道の認定基準に合わないからとかというようなことで自治体がとらないというケースが非常にありました。というのもさもありなん。というのは、やっぱり非常に土地の価格が高かったころは開発業者としてもなるべくたくさん、道路はなるべく狭く、少なく、短く、そしてなるべくたくさん宅地として売りたいということがあったものですから、ほとんどが袋路でありました。確かに、やっぱり自治体として見れば、そういう袋路で、まさに特定の方しか使わない道路を町が保有して管理をするというのはやはり違うんじゃないかということもあって、これはほかの自治体の事例ですよ、都市計画決定をされているようなところの——ということで町がとっていなかったということがあるかと思いますが。

今回、当然町で宅地分譲事業をするわけですから、そういうやっぱり一定の町の基準といいたいまいしょうか、町として本来管理にふさわしくないような袋路のようなところをやはり公共施設として整備するのは好ましくないということで、今回の敷地割りの計画の中でも周回をさせる道路にしたいというふうに思っております、それによって当然隣接される入居者の方はもちろんのことですけれども、それ以外の不特定多数の方が利用をしていただける道路になるであろうというふうに思っておりますし、本来町として持っておかしくない土地であるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

これはやはりしっかり議論をしておかないと、最終的には採決を私たちしなければなりま

せんので、十分納得した上で採決に臨んでいきたいと思います。

先ほど周回、ぐるっと回ることができるから町がとってもいいというようなことでありますが、周回、ぐるって回るような団地造成はほかにもたくさんあります。ただ、私が言うのは、民間宅地開発をされているところと町がするのと、町がした場合に比較すれば不公平じゃないかと、町は何やってんだと。しかも、これを通すとなると、議会はこれを承認したのかというふうなことにも及んでくると思うんですよね。

やはり団地内の道路について、都市計画上もいろいろ言われましたけど、町民の感情として、駅南地区は町が誘導せんでも地権者との交渉ができれば、不動産屋が土地を買って造成をすれば、もうすぐ売れるんですよね。現在も下分地区で造成されておりますけど、もう全て売れたということを知っております。町が上分の用地を分譲するというふうなことを知っているからそこにかかるしかないと、ある不動産屋さんから、そういった話をちょっと聞いたことがあります。

町民の方は、なぜ町が分譲住宅としてするのかということに大きな疑問を持つと思うんですよ。何も町がしなくても、民間がどんどん宅地にすれば売れる状況でありますので、町がしなくてもいいんじゃないかなという疑問を持つと思うんですよ。町があそこの土地を買ったというのは、高く買ったろうというふうなのは町民間の話の中でも出ているかと思います。

そうしたときに、町でして採算が取れんやろもん、どがしよっとねというのは、町民の中で、町民の声として上がってくるかと思います。この辺はしっかり整理をして、民間の分譲住宅されているのと町が今度するとしたのと均衡がとれば、それはそれでいいかと思うんですけど、なかなか今の答弁を聞いておりますと均衡がとれないんじゃないかと思います。

このままではですね、私は町民の声をここで代弁するわけですけど、町民感情として、これは納得できないというふうに私は思います。この辺の均衡性をどうとるのか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

今の井上議員の質問ですけれども、実際こういうふうな事態になったのはどういうふうなことかといいますと、実際議員さんたちのほうからあそこの地区には公園等が欲しいというようなことから、あそこの土地を前町長のときに求めたということがございます。そういうような中で、政策的に変えられて、要するに物すごく大きな、要するにみんなの公園的な公

園をつくりたいというようなことで始まったのが始まりですね。

そういうような中で、前のところをどうするかというようなことで、非常に私たちも考えをしました。要するに公社で整地をしてそのままとって一時置いてどうかという話もあったし、いろんな話をしました。そういうような中で、要するに財源というものもありまして、実際前のところが、3,700万円かかっていますけれども、実際新しいところも1億円近くかかるというようなことで、財源的にもきつい面もありましたし、以前に買った土地があるが、今回別の土地を買ったということで、それについては前の土地を処分しなきゃいけないというか、不要というのですか、普通財産的な考え方になったというようなことでございます。

ですから、処分するにはどうしたらいいのかということは、要するに議員さんたちもこの用地を別な道に変えたということに対して、そのとき反対してもらえればそういうことは起こらなかったと思うんですけれども、実際今の、前の公園をするよりもこちらのほうがいいということで変えたわけですから、その分の処分について、議員はどのようなことが一番よかったのかということをお前は聞いたことはありませんけれども、非難的なことは確かに聞きますけれども、それはどういうふうにしたがいいというような御指導も、前の建設課長をしている中で教えてほしかったし、実際何がどうなったかということは、時間がなかった部分と、やっぱり公社と、それから5条関係ですかね、その辺ができて、（発言する者あり）5条関係がですよ、実際ですよ、いや、そうじゃなくて、私が言いたいのは、このようないきさつになったことが問題であって、事務的なことがそこまで言われることはないと思っていますし、そのことについてはずっと説明もしてきたつもりでありますし、議員が言われることも、人それぞれ考え方も大分違うと思いますけれども、そこまで言われる筋合いはないと私は思っています。

ですから、どんなに言ってもらっていいですけれども、実際町民の方がどこで利害されるかということは、プラスがあればマイナスもあるわけですよ。それが多いか少ないかによって判断をされると思うわけですよ。よかでしょうかね。実際私がちょっとね。（発言する者あり）

私はやっぱり井上議員からまくし立てられて言われて、こっちとしても精いっぱいよかろうと思うてしてきたことですので、前回の町長のときにもよかろうと思うてしてきた。今度についてもよかろうと思うてしてきた。そのことに対して、事務的に一部ミスがあったかもしれないけれども、実際町民の方に対してどのような形で持っていった方がいいかというこ

とでいつも考えた結果がこういうような、ちょっとまずかった面があるということですが、それについては監査委員の指摘を受けたように、反省もしていますし、それに対して対処もしていくということでしているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の先ほどの御指摘、民間事業との均衡をやっぱりどうとっていくのかという御指摘だったと思います。

私なりに今の御質問で少しなるほどなと思ったのが、確かにおっしゃるように、通常の民間の開発であれば、土地まで所有、道路まで所有して、自分たちで管理までしていただいているというのが一般的だというふうに思います。そういうことであれば、必ずしも今回我々町でやる宅地分譲事業の分譲価格を民間並みにする必要はもしかするとないのかなと、何を言いたいかという、そういうふうに、ここは逆に言うと町で管理する道路が附属する宅地分譲地であるわけですから、当然その分ぐらひは逆に分譲価格に乗せてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

何を言いたいかという、必ずしも価格が均衡だとか、民間がやっているから行政はやらないかというようなことではなくて、先ほど副町長も副町長の思いを申し上げたと思いますけれども、やはり江北町もおかげさまで、今非常に居住地として選んでいただいている時期でもあります。そういう中で、こうして我々町有地も所有をしているものですから、やはりそういう、ぜひ江北町に住みたいとおっしゃっている方のニーズに応えるということの中で、町にできることの一つとして町有地を使って今回宅地分譲をやりたいというふうに思っておるところでありますし、午前中は、当然民間で開発をすれば、場合によっちゃ共同住宅が開発をされるということもあって、それはそれで民間としてあるかもしれませんが、我々町としてはぜひ戸建ての宅地分譲を行いたいということだと思っておりますから、宅地分譲をさせていただいたところでもあります。

建設論的にもう一度申し上げますけれども、民間事業者ということでいけば、町内で宅地開発事業を行っておられる複数の事業者の方にも今回の宅地分譲事業についてはいろんな形で御相談をし、またはアドバイスもいただいた上で、もっと言うならば、承知の上で今回町

としてもやらせていただいているところではありますけれども、先ほどの御質問をきっかけに思いましたのが、均衡のとり方というのはいろいろあるなということを思いましたものですから、そこはぜひ宅地分譲事業にも生かしたいというふうに思います。

ただ、先ほどおっしゃったように、町民の方の中には、井上議員のみならず、もともとこの土地の取得の経緯であるとか、土地の取得の方法であるとか、そうしたことについていろいろ疑問を持っておられる方もおられるものですから、あそこの土地の処分についての関心ももちろん高いというふうに思っております。

ですので、そうした経緯については、今回一定監査委員からの御指摘も受けましたので、それは組織として、やはり今私が町政を担当させていただいておりますので、私としてきちんとこれから対応していく必要があるかなというふうに思っておりますけれども、今回の宅地分譲事業について言えば、先ほど申し上げましたような趣旨で実施をするものであります。

ただ、今回の予算書の中では、先ほど申し上げました収入の部分であるとか、もしくは区画割りの計画等についてはまではお示しをしておりませんでしたし、収支計画としてもきちんとお示しをしておりませんでしたので、やはりこういうことについてもきちんとお知らせをさせていただきながら進めるというのが大事であろうかというふうに思いますので、そうした関連の資料については取り急ぎ取りまとめまして、ぜひ今議会中でも議員の皆様にも御提供を申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

副町長答弁されましたが、過去のいきさつはいきさつとして私たちも聞いてきております。新しいイオンの裏、みんなの公園用地を買うということも賛同をしてきました。要は、あそこの上分の用地をどう使うかというのを知ったのが先月の例会で資料を渡されたわけですね。そのとき私は疑問を持ったんですよ。町は分譲をしてですよ、そこまでせんばらんかにやと。やはり公共用地として買ったのであれば、公共に供するものを検討したらどうかということも提案しました。

先ほど副町長がそのときなぜ言わんやったかと言われましたが、分譲住宅をするということを知ったもんですから、私は議員例会の折に、やはり公共用地として持つのであれば、例

えばあの辺が子育てのお母さん方がいっぱいおられるとすれば、子育て支援の施設とか、きょうの午前中でも一般質問であっておりました。あるいはあの辺の地域のコミュニティー施設とか、いろいろ考えられると思うんですよね。なぜ急いでそんなに分譲されるのか、町民の方も、なしあそこを町が分譲すつとやろかと疑問に思われるわけですね。

そのときに来るのが採算ベースですね。私が計算したなりに、坪9万円で仮にあそこを売ったとします。6,900万円ほどかかりますね、土地の買収から造成費まで。分譲を7区画、坪9万円で売って、その販売金額が4,190万円になります。それを差し引くと、単純に町があそこを造成して、分譲として9万円で売ったとしたら、これは2,700万円が町が差しついでということになるわけですね、単純に計算すればですよ。だから、その辺がどうやって、どういうふうな方策でされるのか、道路を町ですと言われましたけど、それも私はなかなか合点がいかないとか、町民がそれを納得するのかなというふうな気もします。

要は、私は今までの経過について、監査委員さんの指摘についてはもう事務的に処理してもらえばいいんですよ。それをどうのこうの言っているんじゃないです。私は町民がこれをどう思うかというのを、私は町民の代弁者としてここで議論を交わさせていただいておるわけです。町民の疑問に対してしっかり答えていただかないと、なかなか今回の議案については私はちょっと難しいなと、私個人はですね、そういうふうな感じを持っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけれども、井上議員、単純に計算すると、ぜひそこは単純に計算をなさらないでいただきたいなというふうに思っております。というのは、我々としても、当然収支計画を立てるに当たっては、どうした形で収支がとれるのかということ計算をし、または調査をし、慎重に検討をした結果で先ほど申し上げたわけでありまして、先ほど井上議員の言い方は、からくりという言い方をされましたけれども、そんなからくりなんていうつもりでやっているわけではなくて、まさにどうした形でいけば収支がとれるのかということ考えた一つの考え方として申し上げたわけでありまして、ちょっとからくりというのはいかがなもんかなと正直思います。

その上で、井上議員が町民の代弁者であられることはもちろん重々承知ではありますけれども、もちろん議員も10人おられるわけでありまして、我々も我々なりに日々の行政活動の

中で町民の皆さんのいろいろなお話も聞かせていただいたり、それこそ私自身もいろんなところに出向いてお話もさせていただいておりますので、そうした一定の機運の醸成というところであれですけれども、そうしたことは我々としてもさせていただいているというふうに思います。

繰り返しになりますけど、例えば先ほどの収支計画であるとか、宅地の配置計画であるとか、こうしたもの、もっと言うならば、先ほど文書で示せと御指摘をいただきましたこれまでの経緯であるとか、今回の考え方についてもきちんと書面では対応させていただきたいというふうに思いますけれども、我々なりの一定の考え方を整理させていただいて、今こうした形で計画を出させていただいているということは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

ちょっとつけ加えてですけれども、一つあそこの道路については、あそこの水路のところにあるものですから、管理道路としてあそこをちょっと広くして、ぐるっと一周回るようにしています。そういうような中で、防災的にも、もし火事でもあれば消防車がずらっと水路のところに並ぶとかいうようなこともできますし、その辺は防災的にはよくなるんじゃないかなということだと思っております。

それと、高かったということで、要するに用地ですけれども、非常に高く買ったというように御指摘だと思っておりますけれども、実際公社で買ったのは、うるるの土地を参考にしております。そういうような中で、実際周辺の27年度の評価宅地価格に対して、宅地見込み価格ということで、造成費を引いた金額で出した金額がそうでありまして、実際今度新しく買ったみんなの公園用の用地も同じ価格で買っていますので、高いとか安いとかいうのは、ある程度その辺のことを知った上で言ってもらわないと、何か適当に高く買ったような言い方をされると困るなということだ、ちょっと高くということをおっしゃったので、そこはちょっと注意して言っていただきたいと思います。こっちは適正な価格で買ったということだと思っていますので、その辺よろしくお願いします。

○西原好文議長

ほかに。井上議員。

○井上敏文議員

ちょっともうまとめます。私が高く買ったとか、そういうふうなことは言っておりません。当然町が買収するとなれば、工事価格に照らし合わせてされていると思いますので、町が高く買ったとかではない。私はそういうことは一言も言っておりません。

ちょっと過去のことは私は言っておりません。要は、これを「分譲てや」というふうな町民の疑問にやはり答えていただかないといけないと思います。そのためには、今回の予算書だけでは内訳はわかりません。私みたいに単純に計算をすると2,700万円ほど赤字が出るんじゃないかと単純に思うです、この計算をすればですね。で、赤字が出ませんと、こういう計画ですよというのを今議会中に資料を示していただかないと、なかなかこれについて私は理解が得られないと思いますので、よろしいですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひそうさせていただきたいと思います。私もこれまでの町政運営方針の一つには、きちんと議会の皆様を通じて町民の皆様にということでありますけれども、きちんとした情報を提供させていただいて、その上で必要な議論はした上で、いろんなことは決めていく必要があるということでもありますので、これまでも事あるごとに、午後の冒頭ではありませんけれども、いろんな情報についてもお示しをしてきたつもりであります。

ただ、御指摘のとおり、この宅地分譲事業として捉えたときに、なかなか現在提出しております予算書であるとか、参考資料であるとか、そうしたところだけではなかなかおわかりにくいところもあろうかと思っておりますので、そこは整理をしてお示しをして、ぜひ吟味させていただきたいというふうに思いますが、先ほどから申し上げておりますように、我々は我々として、我々というと、何か全然町民の皆さんとまた意識が乖離しているように思われると非常にいけないんですが、責任ある行政の立場として一定の考え方は整理をした上であるということはぜひ御理解をいただきたいと、一般質問の中でもまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の定住・移住の促進のところから引いてきて、やはりこれからもそうして町外からたくさん江北町に住んでいただくような政策をしたいというようなことの中で位置づけもした上で、今回宅地分譲事業をしたいというふうに思っているところでもありますし、御質問いただきました収支については、先ほど申し上げましたように、今回整備される公共施設、道路

のことですけれども、町が一定保有するというのでクリアをするのではないかというふうに思っております。

ただ、それそのものが今度、それについてももし民間と均衡を失するというような御指摘があるとするならば、その分、言ってみれば入居の条件がいいと言っていいんですかね、ということであるならば、逆にそこは少し宅地分譲の価格にも反映させたらいいのではないかなということを今のやりとりの中で思いましたものですから、資料を提出させていただくときには、できればそうした検討結果も含めてお示しができればなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。6番三苦君。

○三苦紀美子議員

先ほどの井上議員の意見を私のほうも付箋をつけておりまして、詳しく伺うつもりでおります。もう既に副町長、町長からしっかりと御説明いただきましたけど、そのことについては、一つ失言があったと思うのは、副町長、一生懸命考えて一生懸命皆さんたちが企画をした分だからこそ出た言葉かもしれませんが、言われる筋合いはないとおっしゃったのは誰に向かっておっしゃったんでしょうか。井上議員に対してですか、それとも何でしょう。

我々はチェックマンのつもりでおります。皆さんたちがたたき出されたものを是々非々で言うこの議会だと思っています。執行部から言われる筋合いはないという言葉であれば、聞かないでください。自分たちだけ独断でできるものだったらやってほしい。その怒りです。私も同じ質問をしようと思っていたので、もう既にしっかりとこれからも価格的にもいろんな方法でも町長がお示ししますということですので、町民に知らせるのは当然の責務でありますので、そのことは納得しましたが、先ほどの言葉の結果を、それから、あと質問に移りたいと思いますけど。副町長、先ほどの言われる筋合いはないという言葉についての説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

済みません。ちょっと私も頭に血が上ってしまして、つい出た言葉だと思っておりますけれども、

実際に前の町長からして、前の町長のときからこうしていきたいということでいって、方法的に変わって、どのようにした方がいいかということで非常に悩んだことでもありますし、実際この土地に対して、町民の方が理解をしてもらうことに対してどうするかということも強く思っておりましたし、実際井上議員が言われるように、聞いたのはこの前だったということでもありますけれども、もうこれは1年半も前からあっているものですから、その辺の提案もしていただければほんによかったかなと思いますけれども、実際農地関係でも、農業委員会等からもどうしているかということも言われて、町としても早目にせにゃいかんということでちょっと焦ったといえますか、ちょっと結論がもうおくれてきて、どうするかということに対しておくれたことも含めて私の言い方が悪かったと、そのことをさっき言ったことについては取り消しをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

副町長済みません。もう何か嫌事のように、私たちは決して対立する立場ではないんですが、やっぱり言うことは言わせていただかなければいけないと思いますし、皆さんたちも議員の言うことは聞いてください、一応。それからこのことの判断でございますので、今撤回していただきましたので、少し気が楽になりましたので、少しだけ聞かせてください。これは多分委員会付託になると思いますので、深くは聞かなくていいと思いますが、ちょっと先ほど、2ページのハザードマップ作成ということなんですね。これは本当に非常に重要なことであると思いますが、これについて、先ほど部分的に町長からは訓練をするしというような、そういう答弁がありましたので、多分十分な避難訓練ができると思います、地区別のですね。やっぱり書いただけでは見えないし、実質訓練をすることに意義があると思いますので、そういう計画も立てていただきたいと思うのが1点。

それから、1ページの交通安全啓発看板ということでございますが、これはどういう内容の看板で、それからどういう場所に立てるのかということも我々は知っておく必要があると思いますので、詳しくは結構です。わかる部分で御説明をいただきたいと思います。

そして今、代替でお買いになられた4ページのみんなの公園整備事業ということは、これはたしか第三者的にすごくいいものが出てくるとは思いますが、やっぱり私たち江北町のみんなの公園でございますので、町長がおっしゃるように、子供から高齢者まで全部が、みんな

なが集えるような公園をつくりたいということで、前町長が買っていたのよりか広くということで新たにお買いになったと思います。このことについても少し町民は、わざわざあそこを買うてあるとに、何で今度新しか——ごめんなさい、新しいと使ったらいかんですね、もう1年以上過ぎていますので——町長は別の場所を買ったんだろかという不平不満の声は相当ありました。その中できちっとこういう子供から高齢者までが集える触れ合いの公園ということで、そういう理由であれば町民の方もしっかりと納得されると思いますので、この事業については期待しております。

ということで、その委託者だけに限らず、やっぱり今既に子育て中の保護者、それから高齢者たちがどういう公園を望んでいるかというアンケートは、これはとるべきじゃないかと思っておりますので、ぜひそっちのほうに動いていただければと思っております。

あとの部分はまた、多分委員会付託になると思いますので、以上ちょっと、ざっとでいいですので、お答えください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

みんなの公園に関しまして、私のほうからお答えをいたしたいと思えます。

昨年度、これも公約に掲げておりましたけれども、ママ友タウン・カフェ事業ということで、まさに子育て中のお母さん方に集まっていただいて、いろんなディスカッションをしていただきました。私もてっきりその中で一番多いのは、例えば待機児童であるとか、何かの助成、補助事業みたいなことが多いのかと思っておりましたら、一番多いのは、もうとにかく公園をつくってほしいという意見が一番多かったです。いや、江北町にもこうして、それこそ鳴江河畔公園であるとか、白木パノラマ公園がありますけどというようなことも、そういったディスカッションの中では出ていたようですけども、やっぱりそうじゃなくて、気軽に、身近に連れていけるような公園がぜひ欲しいということが多かったので、大変実はこれも驚いたところでありまして、私なりの思いがあつての今回のみんなの公園整備計画ではありましたけれども、そこはやはり意を得たりというふうにも思ったところでもあります。

ママ友タウン・カフェ事業につきましては、今年度もどこの課のタイミングで、去年はちょっと台風だったですかね、2回目が鳥インフルエンザだったですかね、開催ができなかったんですけども、今年度も少なくとも、もう一回は開催をいたしたいと思えますし、

また、その中で具体的に、ここまで今公園の構想そのものはある程度はつきりしてきましたので、その中でぜひ参考にできるような御意見というのも聞かせていただきたいというふうに思いますし、今回、予算を承認いただければ、これから基本計画の策定に入っていきます。

その中で、ぜひ委託事業者には町民の皆さんにある程度の案といたしましょうか、をお示しをして、それについてまたいろんなリターンをいただくような場も設けたいなど。これまでともすると役所というのは、もう全部つくってしまってから皆さんにお知らせして、お知らせしたものの、これから変えるつもりは一切ありませんというのが大体役所のやり方でありましたけれども、私は必ずしもそうでなくていいのではないかと、そうしてはいけないというふうに思っているものですから、ぜひそういう構想の過程の中にも町民の皆さんにもいろんな形でお知らせをする機会というのを設けたいというふうに思っております。

ハザードマップについては総務課長がお答えをしたいと思います。

○西原好文議長

田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

災害対策事業についてということでございますけれども、今回ハザードマップの作成の予算を計上させていただいております。この作成が仕上がった際には各区配布をしたいと思いますし、また、このマップの内容等については、広報等でも周知をしたいと思っております。

この災害対策事業につきましては、これにかかわらず、27年度から実施をしました自主防災の研修とか、そういうことについても安全・安心なまちづくりということの観点から今年度もやっていきたいと思っております。

もう一つ、交通安全対策事業についてですけれども、これにつきましては、平成24年度から実施をしております、交差点とか、車がスピードを出しそうなところに注意喚起を呼ぶための、大きさがいきますと、60センチ、余り大きくないんですね——の看板をそういう交通事故が起こらないように注意をしていただくために、各区のほうから申請が上がってきたものを各区で設置をしていただいております。

今回、当初20枚予定をしておりましたけれども、要望が多かったものですから、先ほどの安全・安心の施策の一環として、今年度はこの看板の設置を図ることを講じているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

説明ありがとうございました。

先ほど田中課長もハザードマップについての、町長がおっしゃいましたように、みずから考え、行動する機会をつくりたいとおっしゃっていただいたことを大変ありがたく思っております。

そのみずから考え、行動する拠点となるのは、やっぱり訓練だと思しますので、必ずや機会を見つけて、大変行政の方は忙しいと思いますが、それこそ先ほどから本当に私たちが求める安全・安心な江北まちづくりのために、ぜひそれは実施してほしいと思います。

交通安全のことですが、20枚を増加するという事は、大変目につきやすいところに立ていただくということはありがたいことだと思っております。一応私も全国の交通安全の母親の会長をしている手前、他県からのいろいろな情報もしっかり入ってまいります。もちろん県のほうでも警察とともにタグを組みながら頑張っている人間でございますので、ぜひそういう構想、きれいにこういうものができるという原案ができましたら、議員の皆様にも先にお示しいただければ幸いかと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。3番田中君。

○田中宏之議員

先ほどのまた上分区の宅地造成の件についてですけど、井上議員と大分議論をなされて、井上さんはほとんど納得はされていないように思いますけど。

ただ、私も井上議員同様、赤字というか、井上議員の計算どおりにいけば、赤字を補填して売るとなるとなるかなということで、まず心配をしていました。ただ、先ほど町長の説明で、道路を町有財産として入れたら赤字まではならないだろうというふうな説明を受けまして、からくりじゃなくて、そういう考えもあるなと思いました。

そこで、ちょっと私あんまり建設関係はよくわからないですけど、今ずっと町内あちこち住宅ができていますね。ほとんど袋小路じゃなくして通り抜けできるような道路が通ってお

ると思いますもんね、どこの団地もほとんど。それとか、あとああいう団地をつくるときに遊休地といいますか、空き地かな、そういうのをちょっとつくらんといかんですね。そういうのもありますもんね。

よく私が前聞いていたのが、そういう空き地とか道路を町でとってくれんかなとか、そういう話をよく聞いていましたもんね。もし町長が先ほど上分の今度宅地造成をするところを、そういうふうにして町の町道としてとるなら、ほかのところからもしそういう意見とか声が出てきた場合はどういうふうになされるのかなと、まずそれが1点。2つ聞きます。いいですか。

もう一点が、多分これ工事をするようになると思います。そういった場合、表土が非常にいい土ですもんね、これをどこかにためとって、不陸の悪いところにやってもらうような、そういう措置を考えておられるのか、その2点お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと2点目のほうがすぐ答えられそうなので、すぐ答えますけども、そういう我々町として、便宜が図られるというんでしょうか、そういう有効活用ができることについては、単純に宅地分譲事業だけを見るのじゃなくて、そうしたいろいろな有効活用ということは考えたいというふうに思いますし、その準備はあると御理解いただいて構いません。

それと、先ほどの宅地開発に伴って設置された道路の公有化というのは、結構これは歴史のある問題でありまして、先ほどもちょっと御紹介いたしましたけれども、本来都市計画法の適用を受けるところは基本的にはできた道路は公共施設ということになるものですから、これはその自治体が基本はとらなばいかなというふうには書いてあるわけです、都市計画法では。

ただ、そのためには、そいけんて勝手につくって、適当につくった道路を何でも町がとれということにはならないので、同じ都市計画法の32条に基づいて事前に協議をなさいよというふうになっているんですよ。その上で、町がとれるような道路であるならばというのですか、とるといふうなことであります。

私ども、今我が江北町は都市計画決定をされておられませんので、ちょっと直接の適用は受けませんが、私も以前佐賀土木事務所で3年間、まさに宅地分譲の開発行為を年間200

件ほどやっておりましたものですから、その中の経験で言いますと、当時の佐賀市は、もう宅地分譲ラッシュで、それともう一つは、やっぱりバブルが終わってはありましたけれども、なるべく民間業者も道路でつくるよりは、そういう宅地環境よりはなるべくたくさんの面積を売りたいということもあって、非常に袋路が多かったりとか、幅員が狭かったりというようなことがありまして、やっぱり自治体側としてもこんな道路はとれんということで、ほとんどが民間事業者がそのまま持っていたりとか、中には分譲されたところの共有名義にしたりというようなこともあったりとか、公園についても都市計画法で開発面積の3%は基本的にはとらんばいかんというような決まりがあって、公園ができたりしているんですけど、公園もなかなか自治体はとってなかったんですよ。

そしたら、どういうことが起きるかという、結構広い開発をすると公園ぐらいだと宅地1戸分ぐらいあったりするわけですよ。そしたら、そこを保有したままの民間事業者が例えば倒産をしたりして、それを今度差し押さえをして手に入れた開発事業者がいつの間にかそこを分譲していて、公園だったはずのところに民間の家が建つとか、それとか、先ほどみたいに個人で所有している道路なものですから、どうしてもほかの人が入らないように、言ってみれば、私道と公的な道路がちょっと相乗りしたような感じになっているんだよね。

そいけん、車どめをして、これから先は通さないようにしたとか、もっと言うならば、道路だけは開発業者が持っていたにもかかわらず、その開発業者が倒産して、ちょっと余り筋のよくない事業者がその道路だけ購入して、そして、その道路の通行料みたいなものを取るとか、実は結構いろんな話があったものですから、だからかどうかは知りませんが、最近聞くところによると、佐賀市——佐賀市と言ってよかったんですかね、自治体もなるべくそういう道路については帰属を町のほうにするというようなことで進んでおられるというふうに聞いております。

ただ、そのためには、やはり町がとるからには、一定の基準じゃないと、先ほど来話があっているように、例えば4軒しか使わない袋路の道路をわざわざ町が管理するのかというようなことがあって、これも2メートルずつだから、ちょっと4区画は接道が難しいですもんね。

だから、何を言いたいかというと、もしそういう方針を決めて、これから開発をされた道路については、今あるものも含めて町道化するというのであれば、これはまた一大方針だと思います。何でかという、やっぱりそれだけの管理費もかさみますし、そして、今言っ

たように、いろんなそごがあると思います。こんな袋路もわざわざとるのかとか、それはそれでやはり別の問題として考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますし、潜在的にはそういう要望といいたいでしょうか、ニーズがあるというのは十分把握をしておりますが、ちょっと今回の宅地分譲事業とあわせてというか、という検討をするには少し大きな問題じゃないかなと思います。

だからこそ、先ほど井上議員から御質問があった中で、なるほど私も思いましたものですから、今回の道路はそういう意味では、あらかじめ町道というか、町が管理をする道路ということであるから、本来ならば道路の分まで個人の方が管理の費用は見ていただくかんばいかわけですから、それをせんでいいという分は、逆に言うと、分譲価格にも乗せていいんじゃないかなということで、それは差別化というのか、均衡と——私は均衡だと思いますけど、バランスという意味でですね。そうしたことは考えていく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

よおっとわからんやっただすね。それ基準に合致しとったら申し出があればとるということでよかと。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

だから、今は、こういう方針で、こういう基準ならとりますという考え方というか、それこそ方針をまだ決めておりませんもんですから、仮にそういう方針を決めるということであれば、我々もそれこそ議会の皆様にお示しするためには、こういう基準でとりたいというか、とる必要があると。ただ、そのかわり、とることに伴って、これだけの維持管理費がかかりますよというようなことまで御承知おきいただいた上で議論をしていただくかんばいかなと思いますけれども、それこそさっき逆の問題になってくると思うんですよね。がんして、もうできとった道路ば、もともと町道でとってもらえるもんだと思ってお買いにはなっていないと思うんですよ、少なくとも。恐らくですね。重要事項説明でもそういう説明は多分なされ

ておりませんので、そうすると、当然そういう道路なんかも管理をされて、自分たちの私道の共有ということ的前提で入居をされてあるわけですから、それを後から町のほうでとらせていただくというか、帰属を受けさせていただくというのはなかなか軽々にはちょっと言えんことじゃないかなというふうに思っておりますので、それは一大方針ですので、今回の宅地分譲とは切り離してまた議論をすべき必要があるかなというふうに思っているということです。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

少しわかってきました。町のほうから帰属してくれとか、そういうことは言わんでよかと思えますよ、別に。ただ、基準に合ったところで、取ってくれと申し出があった場合はどうするかと。そうしないと、今回町が宅地造成した部分はちゃんと町道になっとして。やっぱり皆さん町道になったが好いとっと思うばってんね。その辺が、もし申し出があった場合どうしますかて。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は、単純に土地をいただくということだけならいいんですけど、維持管理が伴ったりしますと、自治法で言うところの負担付贈与ということになるのかなとちょっと思ったりしております。そうすると当然議決も必要でありますとか、単純にそれこそ寄附金を300万円いただくような話とは違って、その土地を我々がいただいて、それでまた何か有効活用ということでは今回——今お尋ねは違うもんですから、当然我々の行政負担を伴うことですので、これまで逆に取っていなかったわけですから、それをここで、ああ、わかりました、取りますということをして私が申し上げられないというのは、一定のそういう負担が発生しますから、そこは別の議論をしないといけませんねと。もちろんこっちからくださいとは言わんにしても、やりたいと言われても、はい、そうですか、ありがとうございますということには実はならないんですよということを御承知おきいただきたいなと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

大分この上分の問題は、上分の分譲地のことが話になりました。それで私が一般質問の中で質問したことがまだ回答されておられません。細かい話は井上議員の質問の中でわかりますから、単純に聞きます。

その前に、井上議員がこの土地の経緯についてきちっと説明というですか、してほしい、説明というより文書化してほしいと、私も同感です。監査の指摘も踏まえて、今後どういうふうにするという問題もありましたからですね。

聞きたいのは、ここの土地、7区画つくるということで、1区画当たり220平米程度というふうに書いてありますね。今の話を聞きますと、ここの1区画の価格はまだ確定はしていないというふうに理解をしましたけれども、そういうことかということと、ある程度の類推はできるわけですかたいね。単純に1,000万円か1,000万円超えるのかなという感じなんですけれども、周辺の宅地と比較して、やはり高くなるのかなという単純な質問ですけれども、そのことをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと順番は変えてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど少し口頭で計画を申し上げたものですから、これはきちんとペーパーで示さないと、多分予算には恐らく費目存置の千円だけ上がっているものですから、実際幾らの収入を見込んでいるかというのは、そこでは見えないものだから、それについてはきちんとお示ししたいというふうに思っています、きょうのきょうまで収入計画としては、先ほど来申し上げておりますように、町内の開発事業者さんにも御意見を聞いて、当然その相場ということはある程度理解をした上で設定をいたしておりますので、今の時点では実は民間の分譲価格とそれほど差はありません、面積が違わなければですね。もちろん、いろいろ南面道路とか2方向接道とか、いろいろ土地の条件というのはありますけれども、基本的に言えば、相場というのは民間事業者と同じ相場にしておりますが、これについては、先ほど来御指摘をいただいておりますように、もしほかの民間開発の宅地分譲にも条件が、その道路が町が持っているということだけで言うぎいかなんですけど、ことで、仮にそういう価値が高くなるということであれば、当然それは価格にも反映せんといかんで、そこは少し最終的には検討したいなというふうに思っ

ております。

それで、最後の経緯のところなんですけど、やはりこれはきちんと、今回そういう意味では決算審査もしていただきまして、ある程度はつまびらかになったのではないかなというふうには思いますけれども、これについてもまた経緯については御説明をせんといかんなど思っています。

前は土地開発公社でやって、今回の新たな公園は何で町でやるのかということですが、私は基本的には町でやるべきだというふうに思っております。といいますのは、ともすると土地開発公社というのは親子の関係ではあるわけですが、親がやっていたらほんに目立つけれども、子がやっているとよく見えないということもあって、やはり町民の皆さんにいろんな経緯とかいうことを知っていただくためにも、やっぱり私は町がやったほうがよかったのではないかなと、以前の取得も、というふうには思います。

今回、監査委員の指摘の中でも、もともと公社のあり方そのものについても一定見直す、検討するよというふうにならされて、我々はやはり住民の皆さんにきちんと情報を提供すると、もしくは議会の皆さんにも御議論をしていただいて、その中で承認をいただくという意味でも、公社ではなくて町で購入してもよかったのかなと、もしかするとほかにもいろいろ事情はあるかもしれませんが、私はそういうふうに思っておりますし、だからこそというか、やはり例えば債務負担行為は結局上げとかんばいかんやったとか、なかなかどんな形でかはやはり議会のほうには関与をしていただかんといかんだったんだと、全くそこに関与をされないですということ、基本的にはやはりこれだけ成熟した、我が国ではですね、法体系そのものがやっぱりそうならないんだなあということももうわかりましたので、そういう意味で、今回私としては、町で事業を行うことできちんと議会の皆様、町民の皆様にも知っていただく必要があるかなというふうに思っておりますし、そういう目でこれまでの経緯についてもきちんと整理をして資料でお渡しをしたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

別の問題ですけれども、事項別明細書の4と5の中に入ります寄附金の話ですけれども、これは町長の報告の中でもこの300万円の寄附金が、8月21日、株式会社イワフチから寄せ

られたと。

私が懸念をしているというのは、いわゆる行政とのかかわりもある業者ですから、こういう寄附は差し控えたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、それについてちょっと町長の判断をお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

結論から申し上げますと、問題がないということでこちらのほうで検討して受けております。町から利害関係者への寄附というのはもちろん禁止をされているわけですが、企業から町が寄附を受けることの制限というのは、法律いろいろ探してみました。あとほかの自治体の分についても調べてみましたけども、そういう規定はありませんでしたので受けております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

御説明申し上げたのは、先ほどの総務課長の答弁のとおりであります。例えば、町長であるとか、そういう政治家個人が町としてかかわりのある企業等から、もちろん政治資金規制法であるとか公職選挙法に基づいてきちとなされるものであればいいですけれども、そういうものはもちろん厳に慎むべきであるし、場合によっては、疑われることにもなりますし、場合によっては法に触れるということもあろうかと思っておりますけれども、今回あくまでも町として、しかも町内で事業を営んでおられる、しかも向こうも組織としていただいているものでありまして、先ほど総務課長が慎重検討、検査の結果問題はないというふうに申し上げたとおりでありますので、そこはぜひ、少し政治家個人ということとは区別をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土淵茂勝議員

いや、私は会社から、会社というのは、役場との関係もあるということですよ。関係があるというのは、いわゆるリサイクルの仕事をずっとやっておりますし、そういうものを我々もあそこに提供しておりますし、そういう仕事をされていることについてとやかく私は考えておりません。だから、企業としてやられるということにはちょっとどうかなと思って、個人として寄附される、会社の社長が個人としてされることについては私は問題ないと思うんです。むしろ企業としてやられることにどうかなという、ちょっとそういうことで懸念を感じたということです。町長の答弁とは少し角度が違うなと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の御寄附そのものが会社としての創立50周年を記念しての事業ということでありますので、今回の御寄附に関していえば、個人で御寄附をいただくということはないというふうに思います。昔から篤志家という方はいらっしゃいますけど、そういう個人の篤志家という方であるなら別ですけれども、当然江北町内で事業をこれまで活動された中で、50周年という、創立から50周年ということですけどね——という節目で、町にこうした形でまた貢献をいただくというのは何ら問題はないというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

上分の公園ばかりだったので、隣の説明にあるみんなの公園についてちょっと聞きたいと思います。

今回、561万6千円ということで土地の取得から、それからこの後、基本計画等が策定されるようになると、優遇じゃないですけども、そういう町長が言われました芝とかいろいろ、ちょっと例会のとき聞いたんですけども、そういうのであれば、もう1億円以上超えていますので、これは2億円近くなるんじゃないかなという、そういう不安というかな、構想をどういうふうに考えられているのか、それをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それは財源という意味ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）おっしゃるとおり、やはりさまざまな補助事業を活用して必要最小限の町の持ち出しということでしたというふうに思います。あそこの公園をどういうふうに位置づけるかによって、またそれもさまざま違いますし、どうも当初は過疎債は使えないんじゃないかというような話があつておりましたものですから、我々も財源の一つとしてはちょっと考えておりませんでしたけれども、その後、粘り強く県のほうといろいろ折衝する中で、公園の位置づけ次第ではそういう過疎債の活用ということも考えられなくはないということでありましたものですから、それならばぜひ過疎債の活用というのも考えていきたいなというふうに思います。

ただ、そうなりますと、つい先日議決をいただきました過疎振興計画を再度議決をいただくということになるものですから、そこは本当にちょっと申しわけないなというふうに思うんですが、もし議決をいただくことで、そうした有効な財源が活用できるのであれば、ここは恥をしのんででもまたお願いをしたいなというふうに思っておりますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今回は、こういう形で出されていますけども、来年度以降にそういう財源的にも出されると思いますけども、今の段階で町長はどのくらいまで——どのくらいというか、財源的に希望されているのか、もし言えるようであれば、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これはちょっと何とも申し上げられませんが、というのが、いろんな、先ほどありましたように、財源の考え方がありますので、実際の事業費の規模とうちの実績の持ち出しというのはまたちょっと違いますのでですね。

それと、それこそふるさと納税も今のところ順調に推移をしておりますので、いろんなそういう我が町の財政、財源状況を見て、それとやはり実際整備をするものとの比較をする中で考えていきたいということでありまして、今のところ何億円だったらいいか、ちょっとそういう考えは今のところございません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。2番 淵上君。

○淵上正昭議員

質問をする前に、先ほど冒頭に町長のほうから決算審査の訂正をしていただきました。監査委員の一人として、本当に御迷惑をおかけいたしました。本当に申しわけありません。

それはそれとして、ちょっと1点だけ御質問をさせていただきます。みんなの公園の整備事業です。これからずっとどういった公園になるかというのは、先ほどの話では、ある程度わかればまたお話をすることでございましたけれども、大まかな町長が思っている公園、例えば高齢者からちっちゃい子供さんまでですので、遊具もたくさんあるのか、それともゆったりした、例えば港区の芝浦公園みたいに広く、みんなが静かに遊べる、そういうふうなものなのか。結構町民の方もこの公園については関心を持っておられます。そういうことで、大まかなどういった公園かということをお持ちであれば聞かせていただきたいということ。

もう一つは、前にもちょっとお話ししたかもわかりませんが、そこを防災公園としての位置づけであれば補助事業というのもありますけれども、ちょっとこの前聞いた話では、かなりの条件があるということも聞きました。そういうことで、どういった条件が、防災公園とした場合にどういった縛りがあるのか、もしおわかりであれば、ちょっとお話をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひ町民の皆さんのいろんな、自由な御意見をいただきたいので、余り誘導するようなことは言いたくはないんですが、もちろん正直、私は私なりにこういう公園にしたいなといましようか、あったらいいなというふうに思っておりますのが、先ほど少し名前が出ましたけれども、東京都にあります南池袋公園という公園がございます。ここはまさに町の中心地に

位置している公園でありまして、面積は、私どもの用地よりは少し広いようでありまして、もちろん子供たちが遊ぶような遊具も置いてありますけれども、それよりは、やはり広い芝生地を確保されて、周辺が園路になっておりまして、まさに区民の皆さんの憩いの場として活用されております。

ここはまた、特に芝が一つの特徴でありまして、大変すばらしい芝をされております。もちろんそうなりますと管理も大変だとは思いますが、私も公園のほうにも行きもしましたけれども、うちの職員も出張の折にも見せたわけですが、本当に子供たちだけではなくて、それこそ老若男女、決して静かでもなくて、休みの日なんかはみんながその芝生に寝転がって思い思いに御飯を食べたり、それこそボール遊びをしたりというふうに、本当に私はすばらしいなというふうに思いましたものですから、ぜひこういう公園が我が町も、特にあの近隣は今大分宅地化が進みましたし、本来なら、先ほどからお話ししておりますように、一定の大規模の開発行為であればあのくらいの公園はあって当然だというふうにも思うものだから、ぜひそういう一つの、私のイメージとしては南池袋公園というのをイメージしております。

実は、南池袋公園には、公園内に物販所、それと飲食、これは研修所ということになっているようではありますが、公民館と言われたかな——を兼ねたそういう実はスペースがありますものですから、ぜひそういう、附属の施設というんでしょうか、余り大きなものをつくるつもりはありませんけれども、そういうものを公園内には併設をして、それこそ町のいろいろな農産物をそこで皆さんが気軽に買っていただいたり、ちょっとした飲食はそこでしていただいたりとか、場合によってはいろいろなサークル活動とか、いろいろなグループでの会合等にも使っていただけるようなスペースにして、まさにみんなの公園というのはあの近辺だけではなく、もっと言うなら、子供だけではなく、やっぱり町民の皆さんが触れ合いと交流、憩いができる場所として整備をしたいというふうに思っておりますので、そうした構想といたしまししょうか、私は念頭にありますし、先ほどお名前があった、港区の芝浦公園、これはたまたま私上京しまして、きのうはとまってしまいましたけど、モノレールに乗っておりましたときにぱっと外を見たら、非常にすばらしい公園があるものですから、翌日公務の前に、朝早く行って場所を突きとめてみたんですけれども、ここはここでまたすばらしい公園でありまして、近隣には大分保育所がたくさんそれこそあったようでありまして、複数の保育所の子供たちがそこでいろんな運動をしたりというふうなこと、光景も見られたものですから、

ここもどちらかというとな池袋公園に少し近い感じではありました。

ただ、ここは芝生ではなくて、恐らく管理の問題だと思いますけど、クローバーを植えてあって、下には何か緑のプラスチックの敷物みたいなやつをされていて、恐らくなるべく雑草が生えないとか、恐らく管理がしやすいとか、そういう観点でこれにされているんだろうなというふうに思いますが、そこの芝なのかクローバーなのか、そういうのはもちろんこれからの計画の中で策定をされるというふうに思っておりますので、当初予定をされていた、いわゆるブランコがあって、滑り台があってみたいな、いわゆる児童公園ということさらには消化させて、やっぱり町民皆さんの公園にしたいなというふうに思っておりますし、少し下心を言えば、町民の皆さんだけじゃなくて、その公園が評判を呼び、設置をした物産販売所に含めて町外からお客様が来ていただいて、まさに町内の触れ合い交流だけじゃなくて、町内外の触れ合い交流の場にもなればなというように思いも乗せて今回整備の計画をいたしたいというふうに思っております。

自分がしゃべりたいことばかり長くしゃべって、後になってしまいましたけれども、先ほど財源のお話がありましたけれども、御指摘のとおり、いわゆる防災公園という整備をすれば、緊急防災事業債という事業が実は使えるということではありますが、御指摘のとおり、この要件がなかなか厳しくて、今は専用では、その専用というのがどういう意味なのかなんですけれども、ではないとなかなか採択が受けられないというような話も聞いておりますが、当然そういうこともらみでやりたいなというふうに思っていますし、財源は別として、当然一定の防災機能というのは持たせたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

大体の思いというのはわかりました。結構町民の皆さんも、先ほど言いましたように、どがんとのでくつとやろかというふうな声をよく聞きます。何かフェイスブック見たら、こがんとのあったばいとか、載せちゃったけんがとか、そういう話はしますけれども、今後皆さん、町民の皆さんの意見を聞きながらいいものをつくっていただきたいなというふうに思います。

先ほどちょっと出ました物産店、そういうことがあれば、あそこにもだいちの家等々があ

りますし、そういうふうなところもひっくるめて考えをしていただければなというふうに思います。

それと、ちょっと公園のほうでふんわかというふうになりましたので、もう一点だけ、済みませんが、よかでしょうか。

上分のことです。大したことじゃありません。工事請負費の中に造成が入っているということですよ。これは当然町がするわけですので、先行投資、公社の700万円ちょっとばかりあったと思いますけど、これはもう早急に町のほうにお返しをするということの理解でよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

議員言われるように、早急にやりたいと思います。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号は常任委員会に付託することに決しました。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開15時35分をお願いいたします。

午後 3 時24分 休憩

午後 3 時35分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

日程第 4 議案第45号

○西原好文議長

日程第 4. 議案第45号 平成28年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と

いたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第46号

○西原好文議長

日程第5. 議案第46号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第47号

○西原好文議長

日程第6. 議案第47号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条の規定により、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第48号

○西原好文議長

日程第7. 議案第48号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第49号

○西原好文議長

日程第8. 議案第49号 平成28年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第50号

○西原好文議長

日程第9. 議案第50号 平成28年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第10 請願第2号

○西原好文議長

日程第10. 請願第2号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。請願第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立少数であります。よって、請願第2号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書の採択を求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開15時45分。

午後3時39分 休憩

午後3時45分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

それでは、今期委員会付託事件案を報告いたしたいと思います。

まず、

○総務常任委員会付託分

議案第43号

議案第44号 歳入全部と歳出のうち、款2 総務費 款3 民生費 款9 消防費 款10
教育費

続きまして

○産業常任委員会付託分

議案第44号 歳出のうち 款7 商工費

続きまして

○決算特別委員会付託分

議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時47分 散会